

第2章 市町村向けアンケート調査

2.1 調査対象

避難勧告発出の参考となる河川情報は様々であるが、そのうち「洪水予報」に関しては、平成 17 年 6 月の水防法改正を受け、市町村から災害時要援護者利用施設への洪水予報等の伝達実績等に関する市町村アンケート調査を実施している（調査主体は国土交通省河川局で、平成 20 年 12 月に調査を実施した。）。

以上のような状況を踏まえ、本調査は浸水想定区域内に災害時要援護者利用施設を有する 858 市町村を対象とし、災害時要援護者個人への避難支援対策の取り組み状況について何うとともに、洪水予報や水位情報等の河川情報の活用にあたっての問題点、求められる情報内容やタイミングについて調査することにより、河川情報提供の充実・改善を図ることを目的とした(表 2-1)。

表 2-1 アンケート対象市町村一覧(858 市町村)

ブロック	都道府県名	対象市町村数	市町村名
北海道	北海道	52	せたな町、幕別町、美瑛町、蘭越町、豊頃町、東川町、斜里町、帯広市、中札内村、赤平市、標茶町、名寄市、遠軽町、月形町、室蘭市、札幌市、余市町、三笠市、富良野市、北見市、豊頃町、釧路町、白糠町、函館市、新十津川町、音更町、池田町、江別市、千歳市、北広島市、石狩市、当別町、仁木町、岩見沢市、滝川市、砂川市、深川市、南幌町、栗山町、妹背牛町、幌加内町、旭川市、当麻町、美深町、音威子府村、留萌市、紋別市、湧別町、興部町、日高町、芽室町、上湧別町
東北	青森県	16	八戸市、平川市、田舎館村、鶴田町、弘前市、東北町、五所川原市、板柳町、中泊町、つがる市、藤崎町、鱒ヶ沢町、大鱒町、田子町、南部町、青森市
	岩手県	11	花巻市、一関市、藤沢町、奥州市、北上市、久慈市、盛岡市、大船渡市、紫波町、宮古市、矢巾町
	宮城県	22	仙台市、気仙沼市、岩沼市、名取市、登米市、美里町、大和町、大河原町、亘理町、柴田町、白石市、多賀城市、東松島市、大崎市、石巻市、角田市、丸森町、蔵王町、栗原市、大郷町、涌谷町、本吉町
	秋田県	9	北秋田市、大館市、能代市、横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、秋田市、三種町
	山形県	21	上山市、村山市、舟形町、真室川町、長井市、庄内町、大石田町、山形市、天童市、寒河江市、中山町、河北町、戸沢村、米沢市、高島町、鶴岡市、酒田市、三川町、大蔵村、山辺町、川西町
	福島県	12	須賀川市、いわき市、伊達市、本宮市、福島市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、郡山市、二本松市、会津若松市、湯川村

表 2-1 アンケート対象市町村一覧(858 市町村)

ブ ロ ック	都 道 府 県 名	対 象 市 町 村 数	市 町 村 名
関 東	茨城県	23	水戸市、取手市、筑西市、坂東市、土浦市、日立市、鉾田市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	22	足利市、栃木市、下野市、茂木町、高根沢町、西方町、鹿沼市、小山市、那珂川町、宇都宮市、壬生町、真岡市、さくら市、那須烏山市、野木町、大平町、藤岡町、都賀町、佐野市、上三川町、芳賀町、大田原市
	群馬県	13	桐生市、伊勢崎市、太田市、安中市、明和町、前橋市、高崎市、藤岡市、館林市、玉村町、板倉町、千代田町、邑楽町
	埼玉県	46	熊谷市、加須市、川口市、行田市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、蓮田市、坂戸市、幸手市、ふじみ野市、富士見市、三郷市、川島町、吉見町、神川町、騎西町、大利根町、宮代町、白岡町、栗橋町、杉戸町、鷲宮町、伊奈町、さいたま市、川越市、本庄市、東松山市、羽生市、草加市、吉川市、上里町、北川辺町、春日部市、松伏町、久喜市、八潮市
	千葉県	28	成田市、市原市、流山市、我孫子市、印西市、香取市、木更津市、佐倉市、千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、柏市、君津市、浦安市、本埜村、栄町、神埼町、茂原市、山武市、多古町、大網白里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町
	東京都	25	世田谷区、立川市、台東区、昭島市、調布市、福生市、多摩市、稲城市、千代田区、港区、板橋区、八王子市、府中市、日野市、狛江市、国立市、北区、大田区、中央区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
	神奈川県	16	横浜市、平塚市、川崎市、横須賀市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、寒川町、大井町
	山梨県	13	甲府市、山梨市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、韮崎市、市川三郷町、鰍沢町、増穂町、身延町、南部町、昭和町
	長野県	20	長野市、上田市、須坂市、飯山市、千曲市、高森町、木曾町、池田町、伊那市、松本市、東御市、岡谷市、飯田市、小谷村、諏訪市、下諏訪町、松川村、佐久市、茅野市、安曇野市
北 陸	新潟県	27	阿賀野市、五泉市、燕市、見附市、長岡市、三条市、糸魚川市、田上町、上越市、川口町、南魚沼市、津南町、柏崎市、妙高市、村上市、新発田市、弥彦村、関川村、十日町市、魚沼市、阿賀町、加茂市、小千谷市、新潟市、聖籠町、胎内市、佐渡市
	富山県	12	砺波市、入善町、小矢部市、射水市、富山市、高岡市、南砺市、立山町、黒部市、魚津市、滑川市、氷見市
	石川県	16	加賀市、小松市、金沢市、珠洲市、津幡町、七尾市、志賀町、白山市、中能登町、川北町、野々市町、輪島市、能美市、穴水町、かほく市、羽咋市

表 2-1 アンケート対象市町村一覧(858 市町村)

ブ ロ ック	都 道 府 県 名	対 象 市 町 村 数	市 町 村 名
中 部	岐 阜 県	28	各務原市、瑞穂市、関市、海津市、御嵩町、可児市、瑞浪市、多治見市、美濃加茂市、美濃市、土岐市、輪之内町、飛騨市、山県市、本巣市、岐阜市、高山市、大垣市、羽島市、下呂市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、北方町
	静 岡 県	17	静岡市、磐田市、伊豆の国市、袋井市、函南町、芝川町、浜松市、伊豆市、藤枝市、富士市、三島市、島田市、焼津市、清水町、森町、沼津市、吉田町
	愛 知 県	25	豊田市、豊橋市、一宮市、西尾市、安城市、愛西市、北名古屋市、弥富市、七宝町、大治町、飛島村、蟹江町、名古屋市、豊川市、甚目寺町、岡崎市、稲沢市、春日井市、江南市、碧南市、清須市、美和町、津島市、春日町、豊山町
	三 重 県	16	伊賀市、鈴鹿市、多気町、名張市、伊勢市、東員町、亀山市、桑名市、四日市市、木曾岬町、津市、松阪市、明和町、紀北町、川越町、いなべ市
近 畿	福 井 県	13	福井市、坂井市、南越前町、大野市、越前市、越前町、敦賀市、鯖江市、小浜市、あわら市、永平寺町、おおい町、若狭町
	滋 賀 県	20	彦根市、安土町、高島市、草津市、長浜市、近江八幡市、竜王町、湖北町、西浅井町、栗東市、米原市、甲賀市、愛荘町、東近江市、大津市、湖南市、守山市、野洲市、高月町、虎姫町
	京 都 府	25	京都市、亀岡市、京丹後市、木津川市、久御山町、綾部市、宮津市、城陽市、大山崎町、福知山市、舞鶴市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町
	大 阪 府	26	吹田市、守口市、藤井寺市、四篠暇市、門真市、摂津市、松原市、堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、和泉市、柏原市、忠岡町、富田林市、東大阪市、八尾市、羽曳野市、島本町、大阪市、豊中市
	兵 庫 県	26	神戸市、伊丹市、三田市、西脇市、加東市、佐用町、豊岡市、丹波市、洲本市、姫路市、篠山市、西宮市、加古川市、小野市、明石市、高砂市、太子町、たつの市、尼崎市、宍粟市、新温泉町、播磨町、川西市、南あわじ市、宝塚市、猪名川町
	奈 良 県	22	宇陀市、河合町、奈良市、天理市、田原本町、大淀町、橿原市、大和郡山市、山添村、広陵町、下市町、斑鳩町、香芝市、大和高田市、御所市、川西町、三宅町、王寺町、安堵町、葛城市、五條市、吉野町
	和 歌 山 県	24	橋本市、和歌山市、有田市、御坊市、田辺市、岩出市、古座川町、白浜町、紀の川市、海南市、有田川町、かつらぎ町、日高川町、広川町、新宮市、美浜町、印南町、串本町、みなべ町、湯浅町、九度山町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町

表 2-1 アンケート対象市町村一覧(858 市町村)

ブロック	都道府県名	対象市町村数	市町村名
中国	鳥取県	9	鳥取市、倉吉市、伯耆町、北栄町、南部町、米子市、三朝町、湯梨浜町、日吉津村
	島根県	12	江津市、松江市、大田市、出雲市、浜田市、安来市、斐川町、雲南市、川本町、益田市、美郷町、東出雲町
	岡山県	14	津山市、笠岡市、井原市、美咲町、赤磐市、総社市、倉敷市、瀬戸内市、備前市、和気町、矢掛町、岡山市、早島町、勝央町
	広島県	9	安芸太田町、府中市、大竹市、呉市、三原市、三次市、安芸高田市、福山市、広島市
	山口県	12	宇部市、下関市、防府市、山陽小野田市、岩国市、光市、柳井市、和木町、萩市、周防大島町、田布施町、山口市
四国	徳島県	18	美馬市、阿波市、つるぎ町、小松島市、藍住町、三好市、吉野川市、北島町、徳島市、鳴門市、板野町、阿南市、松茂町、石井町、海陽町、東みよし町、上板町、勝浦町
	香川県	13	丸亀市、善通寺市、三木町、綾川町、まんのう町、多度津町、宇多津町、琴平町、高松市、東かがわ市、観音寺市、三豊市、坂出市
	愛媛県	7	松山市、松前町、大洲市、今治市、西条市、東温市、砥部町
	高知県	8	香美市、南国市、四万十市、香南市、高知市、土佐市、いの町、日高村
九州	福岡県	38	遠賀町、太宰府市、福岡市、みやま市、直方市、大野城市、上毛町、篠栗町、志免町、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、柳川市、大川市、大木町、宮若市、小竹町、鞍手町、行橋市、前原市、朝倉市、八女市、筑後市、立花町、北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、田川市、添田町、糸田町、大任町、飯塚市、福智町、嘉麻市、大牟田市、福津市
	佐賀県	14	白石町、みやき町、武雄市、大町町、吉野ヶ里町、小城市、多久市、江北町、唐津市、佐賀市、鳥栖市、伊万里市、神埼市、上峰町
	長崎県	7	諫早市、長崎市、川棚町、波佐見町、佐世保市、大村市、松浦市
	熊本県	21	八代市、人吉市、和水町、熊本市、水俣市、玉名市、菊地市、宇土市、植木町、芦北町、相良村、天草市、山鹿市、宇城市、城南町、玉東町、菊陽町、御船町、嘉島町、甲佐町、氷川町
	大分県	5	宇佐市、大分市、佐伯市、中津市、日田市
	宮崎県	12	宮崎市、延岡市、都城市、西都市、西米良村、綾町、新富町、日之影町、日南市、日向市、えびの市、国富町
	鹿児島県	10	鹿屋市、伊佐市、出水市、霧島市、薩摩川内市、南さつま市、湧水町、東串良町、南九州市、肝付町
沖縄	沖縄県	3	南風原町、西原町、那覇市
合計		858	

2.2 アンケートの内容

アンケートによる調査項目は以下のとおりである。

表 2-2 市町村向けアンケート調査項目

大項目	中項目	小項目	
(1)属性		F1	市町村名
		F2	記入者の部署名・役職、氏名、連絡先 ・防災担当部局の記入者 ・福祉担当部局の記入者
(2)避難支援の枠組み構築に係る現状・課題	①要援護者の定義、支援内容全般	Q1	地域防災計画等では、どのような方々を災害時要援護者として考えているか。
		Q2	地域住民や支援者が主体的に行う災害時要援護者個人への支援内容(自然災害別)。 ・地震災害 ・水害 ・土砂災害
	②要援護者個人の避難支援に係る防災計画の現状	Q3	水害時を想定した災害時要援護者個人の避難支援計画の内容。
		Q4	水害時における災害時要援護者個人への避難支援や情報伝達体制の整備状況。 ・庁内での取組み状況 ・地域住民が行う災害時要援護者個人への支援に対し、市町村としての取組み状況
	③要援護者個人の避難支援に係る福祉視点での取組み状況	Q5	水害時における災害時要援護者個人への避難支援や情報伝達に関して、機関・団体との連携状況。
		Q6	福祉サービス従事者が災害時要援護者の避難支援に取組む上で、福祉担当部局としての関わり。
		Q7	災害時要援護者個人への支援方策の推進・検討状況。
		Q8	避難支援プランの取組みを進めてきて、現在苦慮していること。
(3)要援護者個人への河川情報伝達や避難に係る現状・課題	①要援護者個人や支援者へ伝達する避難情報の内容等	Q9	水害時における、災害時要援護者個人又は支援者への情報伝達体制の状況。
		Q10	避難情報の文面に、河川情報の用語を用いているか。 ・避難情報における河川情報の取扱い状況 ・避難情報の文面に用いる河川情報の「用語」
	②洪水予報等の要援護者個人や支援者への伝達実績	Q11	洪水予報等の河川情報は、災害時要援護者個人や支援者の避難行動にどう活かされているか。

2.3 集計結果

アンケート調査期間を平成 21 年 3 月 9 日～平成 21 年 3 月 24 日と設定し、選定された 858 市町村を対象にアンケート調査を実施した。504 市町村の回答（回収率 58.7%）をグラフ等を用いて整理した。

単純集計のグラフは、回答を選択肢から 1 つのみ選択する設問の場合は円グラフ、回答を複数選択する設問の場合は棒グラフ（横棒）とした。クロス集計のグラフは、回答を 1 つのみ選択する設問の場合は積み上げ横棒グラフ、回答を複数選択する設問の場合は集合縦棒グラフとした。

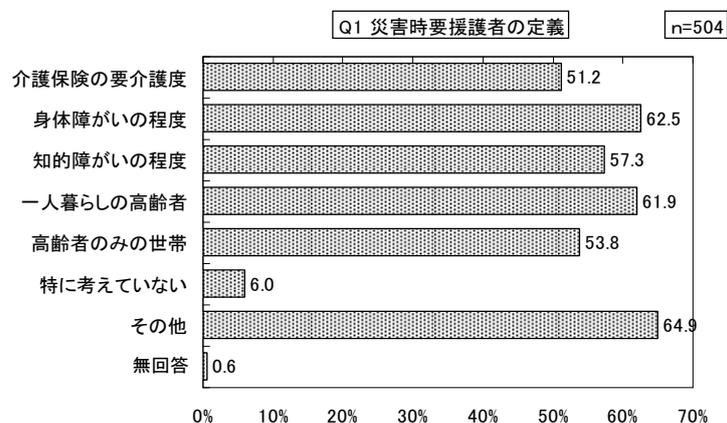
また、「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」は、本調査から得た結果ではなく、国土交通省河川局が発行している水害レポート（2004 年～2008 年）より整理した。

2.3.1 避難支援の枠組み構築に係る現状・課題

(1) 災害時要援護者の定義

1) 単純集計

災害時要援護者の定義は、「身体障がいの程度（62.5%）」が最も多く、次いで多かったのが、「一人暮らしの高齢者（61.9%）」、「知的障がいの程度（57.3%）」である。

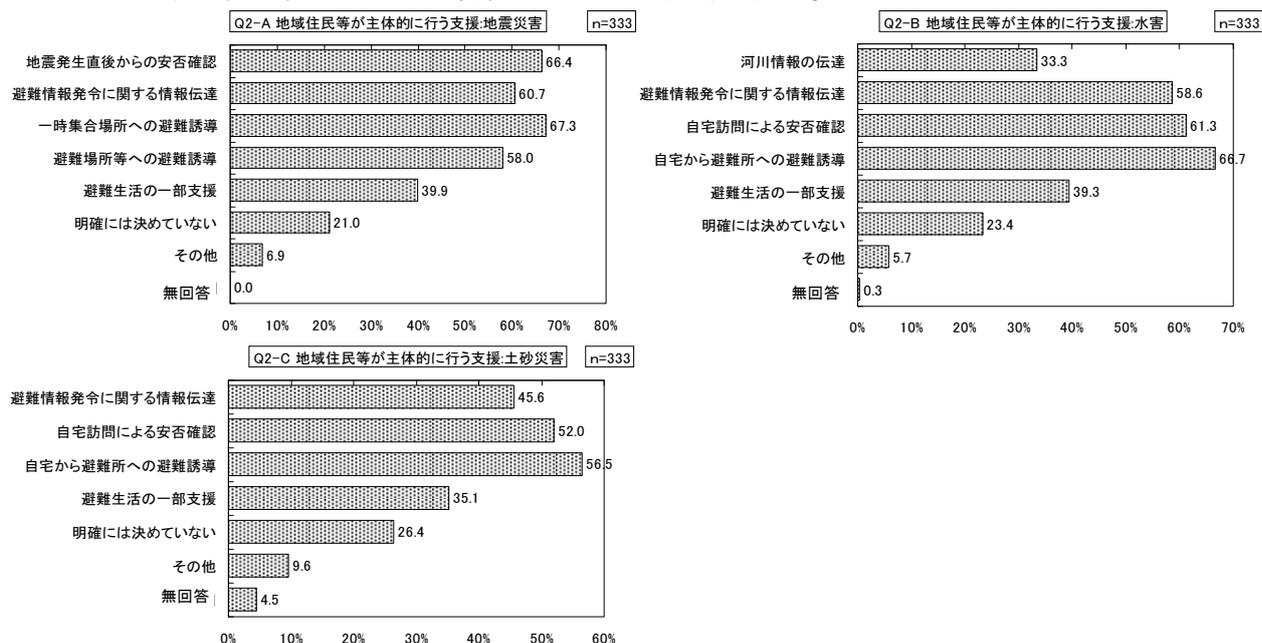


(2) 地域住民等が主体的に行う支援

災害時要援護者を定義している市町村に対して、地域住民等が主体的に実施する支援内容（共助の取組み）を、地震災害、水害、土砂災害別に整理した。

1) 単純集計

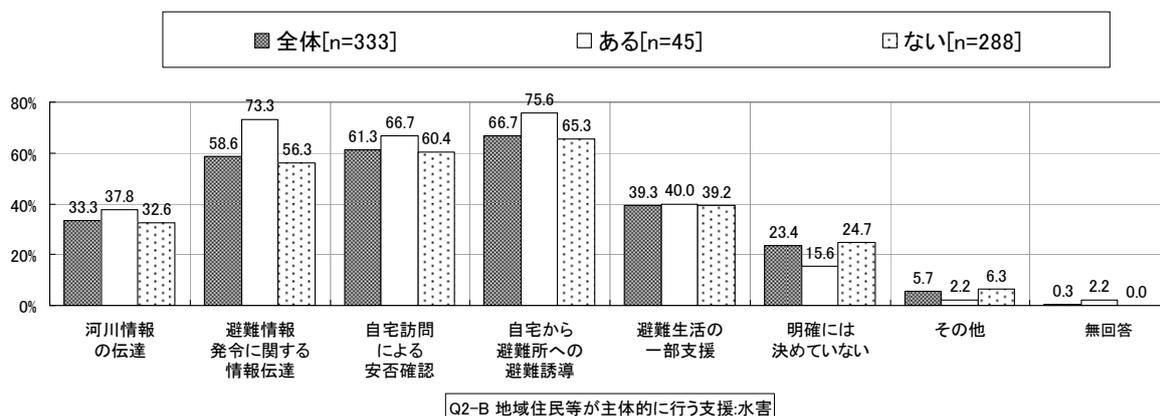
全ての災害で、安否確認、情報伝達、避難誘導の、地震発生からの一連の防災行動の中で、共助の取組みを位置付けている割合が高い。



2) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計のうち水害（Q2-B）を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

全体的に、「水害被害の経験がある」方が、地域住民等による支援を位置付けている割合が高い。特に、「避難情報発令に関する情報伝達」や、「自宅から避難所への避難誘導」といった取組みの実施率の差は顕著である（水害被害の経験がある市町村の方が、地域主体による取組みの実施率が高い）。



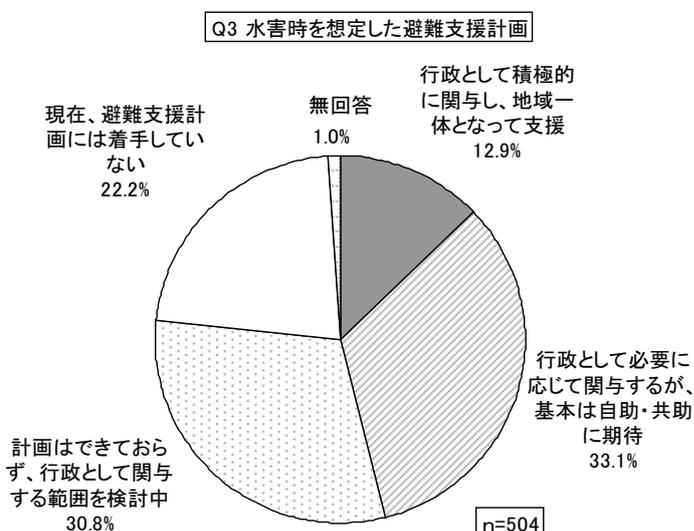
(3) 水害時を想定した避難支援計画

市町村の地域防災計画等では、災害時要援護者に対する避難支援を計画上位置付ける取組みが進められている。水害時の避難支援計画の取組み状況調査結果を以下に示す。

1) 単純集計

避難支援計画が策定済みの市町村は 46.0%であり、「行政として積極的に関与」する計画よりも、「基本は自助・共助に期待」する計画のほうが多かった。

また、検討中の市町村が 30.8%、避難支援計画に着手していない市町村は 22.2%であった。

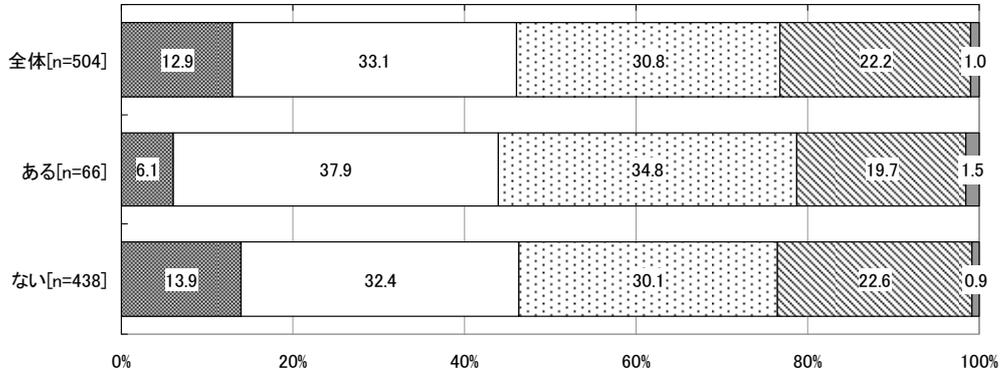
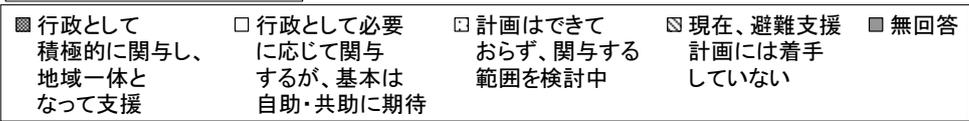


2) 「平成 16 年以降の水害被害の経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害被害の経験の有無でクロス集計した。水害経験がない場合には「行政として積極的に関与」が 13.9%であるのに対し、「水害被害の経験がある」場合には 6.1%となっていた。

また、水害経験がない場合には「行政として必要に応じて関与するが、基本は自助・共助に期待」が 32.4%であるのに対し、経験のある場合には 37.9%となっていた。水害の経験により、数多くの要援護者を支援していくための自助・共助の重要性が認識されたものと考えられる。

Q3 水害時を想定した避難支援計画

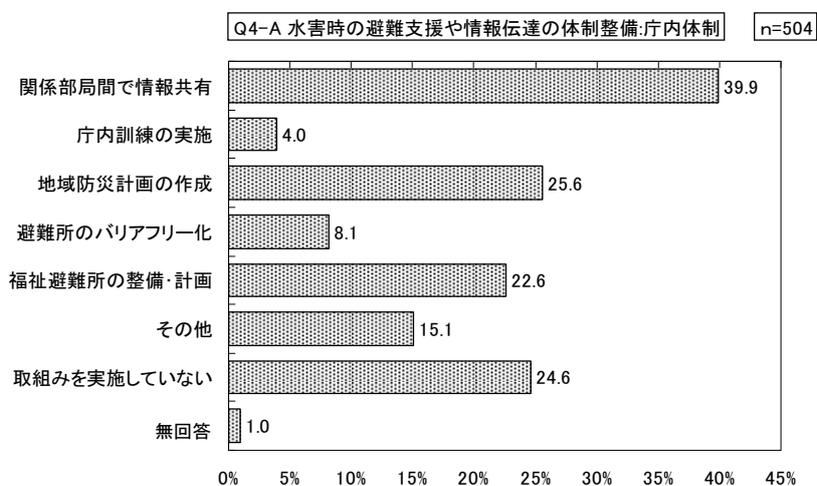


(4) 水害時の避難支援や情報伝達の庁内体制整備状況

災害時要援護者の支援には、防災関係部局と福祉関係部局とが連携し災害時要援護者情報を共有したり、地域防災計画上で災害時要援護者対策を位置付ける等の体制整備が望まれる。このような取組みの実施状況を以下に示す。

1) 単純集計

災害時要援護者個人への避難支援や情報伝達体制に関しては、庁内の取組みでは、概ね「関係部局間で情報共有（39.9%）」、「地域防災計画の作成（25.6%）」、「福祉避難所の整備・計画（22.6%）」といった取組みが進められている。

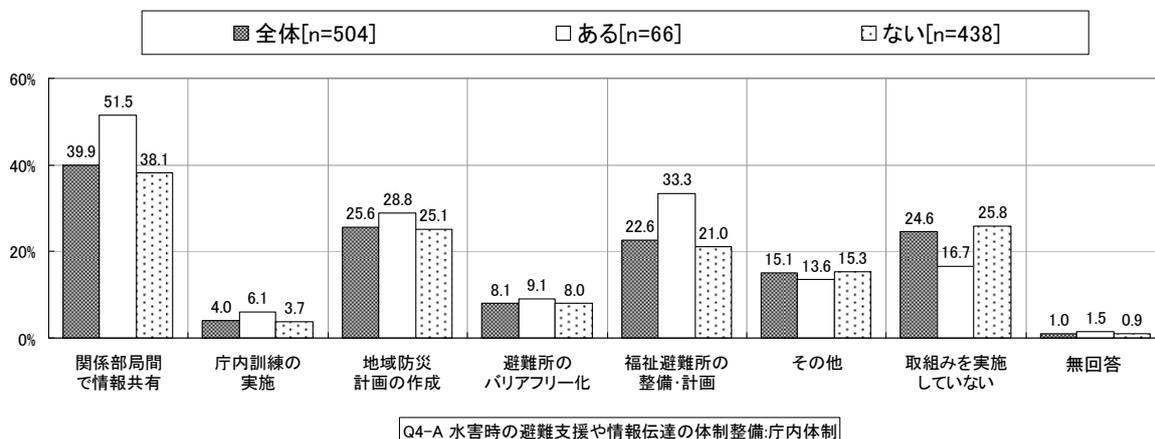


2) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

全体的に、「水害被害の経験がある」市町村の方が、庁内体制の整備割合が高い。

特に、「関係部局間で情報共有」や、「福祉避難所の整備・計画」といった取組みの実施率の差は顕著であり、これらの取組は水害経験により実施の必要性が認識される取組であることがわかった。



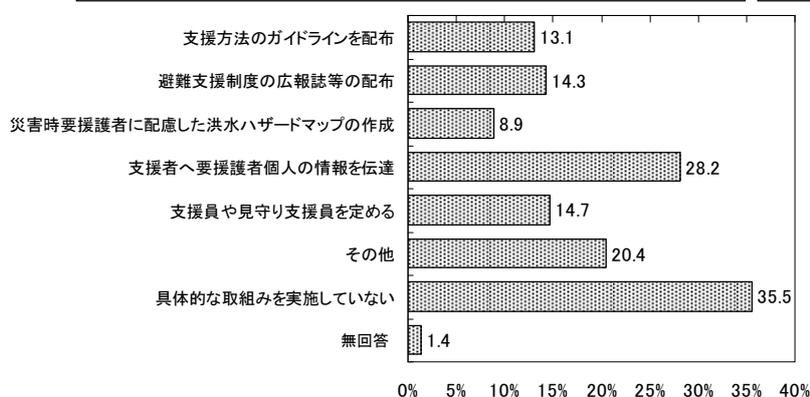
(5) 水害時の避難支援や情報伝達の地域内での取組み状況

災害時要援護者の支援には、市町村による公助の取組みだけではなく、地域住民が主体となり、災害時要援護者への避難支援を確立していくことが望まれる。このような取組みの実施状況を調査した結果を示した。

1) 単純集計

地域住民への取組みでは、「支援者へ災害時要援護者個人の情報を伝達(28.2%)」する以外では、「支援員や見守り支援員を定める(14.7%)」ことや、「避難支援制度の広報誌等の配布(14.3%)」と言った取組みの実施率が高い。

Q4-B 水害時の避難支援や情報伝達の体制整備:地域住民が行う活動への支援 n=504

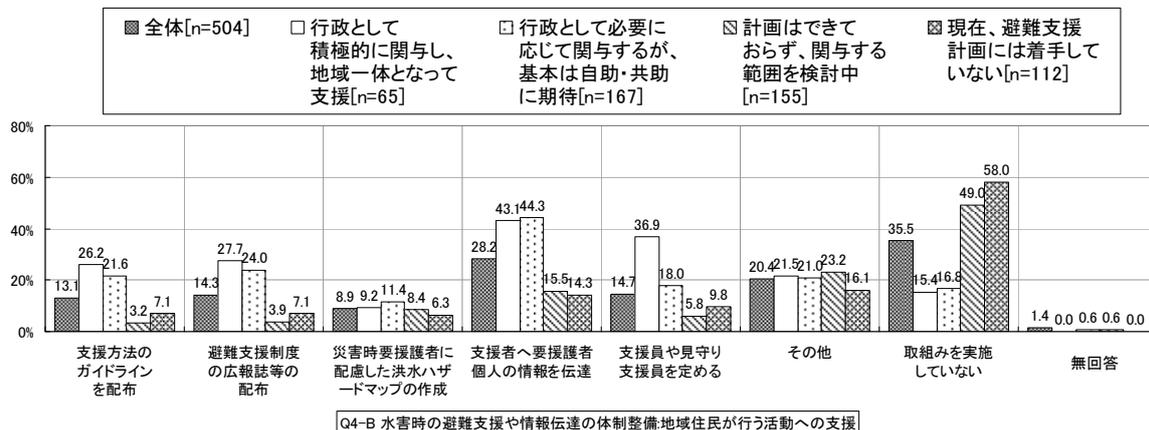


2) 「水害時を想定した避難支援計画」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、水害時を想定した避難支援計画 (Q3) の内容別にクロス集計した。

「行政として積極的に関与」または「行政として必要に応じて関与」している市町村の方が、「関与する範囲を検討中」または「避難支援計画未着手」市町村よりも「支援方法のガイドラインを配布」、「避難支援制度の広報誌等の配布」、「支援者へ災害時要援護者個人の情報を伝達」、「支援員や見守り支援員を定める」といった取組みの実施率が高い。

災害時要援護者支援に関する行政の取組みの積極性が、地域内での対策推進に大きく関係していることが伺える。



Q4-B 水害時の避難支援や情報伝達の体制整備:地域住民が行う活動への支援

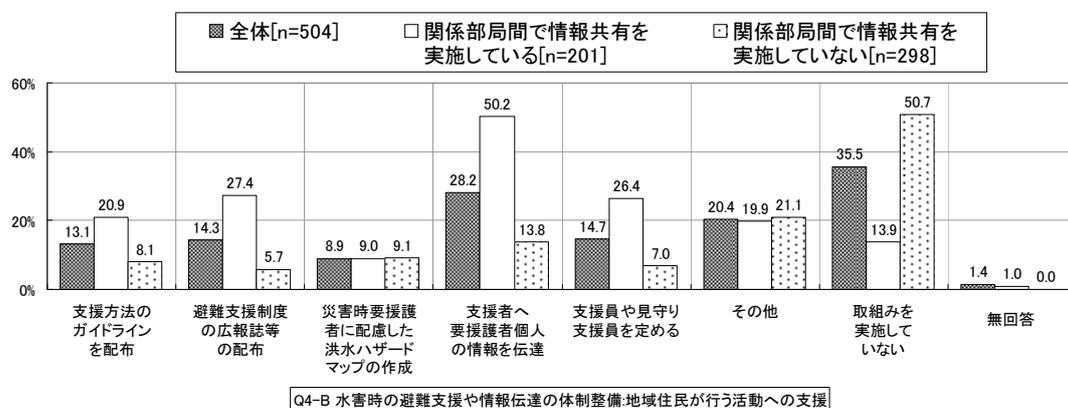
3) 「関係機関間での情報共有実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、関係機関(防災部局、福祉部局他)の情報共有状況(Q4-A-1)の有無でクロス集計した。

「関係部局間で情報共有をしている」市町村の方が、「関係部局間で情報を共有していない」市町村よりも、全体的な取組みの実施率が高い。

なお、「洪水ハザードマップの作成」のみ差がなかったが、これは洪水ハザードマップ作成段階では、災害時要援護者利用施設の所在が必要なことはあっても、災害時要援護者個人の所在に係る情報共有の必要性は低いためと考えられる。

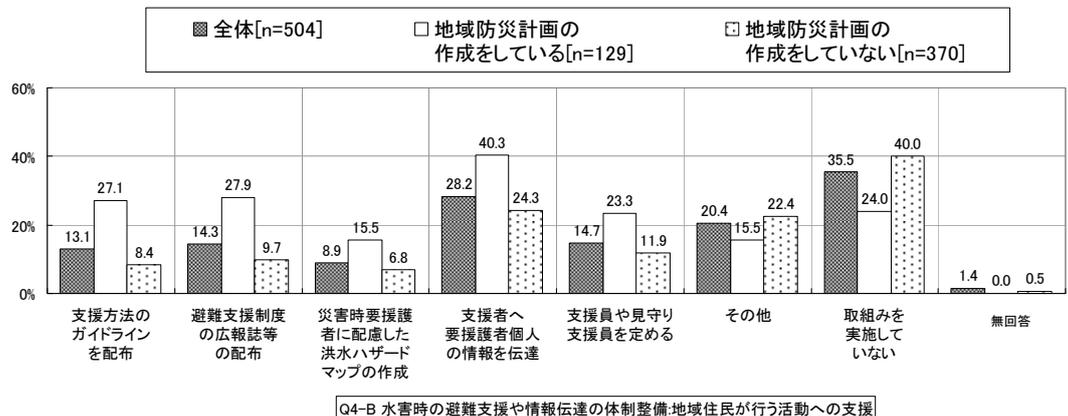
「避難支援方法のガイドライン配布」、「避難支援制度の広報誌等の配布」、「避難支援者へ災害時要援護者個人の情報を伝達」、「支援員や見守り支援員を定める」上では、いずれも検討プロセスにおける関係機関間での調整は不可欠である。こういった取組みを進めていく上でも、関係機関間での情報共有は極めて有効である。



4) 「地域防災計画の作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の作成状況(Q4-A-3)の有無でクロス集計した。

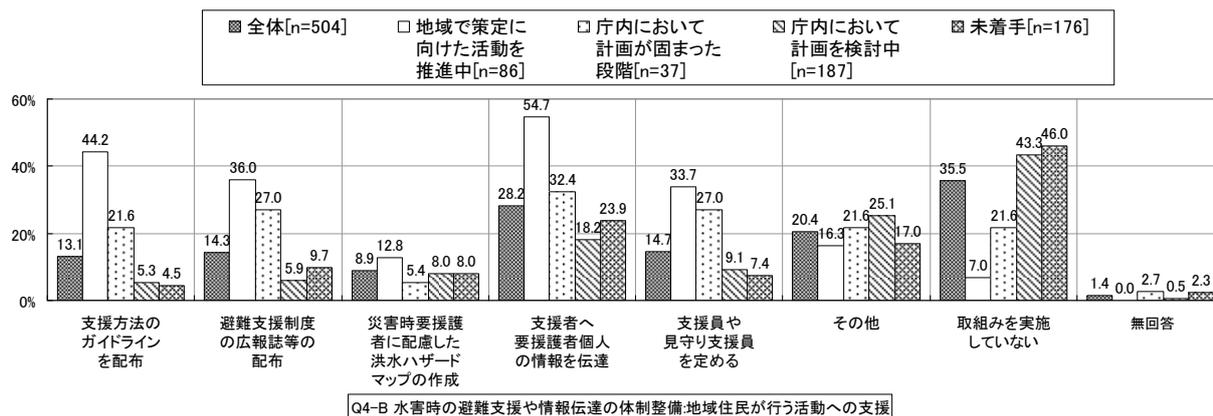
「地域防災計画を作成している」市町村の方が、「地域防災計画を作成していない」市町村よりも地域住民への活動支援の取組みの実施率が高い。地域防災計画に災害時要援護者支援の必要性を位置づけ、避難支援方法のガイドライン作成や避難支援制度の周知活動、支援員や見守り員の設置などによる避難支援活動を推進していると推察される。



5) 「現在の支援方策の推進・検討状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、現在の支援方策の推進・検討状況（Q7）別でクロス集計した。

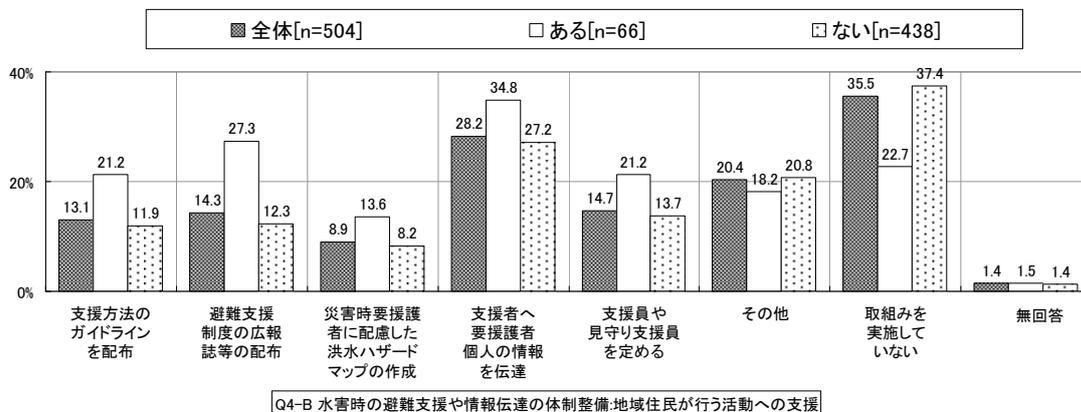
「地域で策定に向けた活動を推進中」および「庁内において計画が固まった段階」の市町村は、災害時要援護者支援に関する取組みの実施率が高い。しかし、「避難支援者への災害時要援護者個人情報を伝達」に関しては、未着手の市町村も多い。



6) 「平成16年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成16年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

全体的に、「水害被害の経験がある」方が「水害被害の経験がない」市町村よりも取組みの実施率が高い。水害被害を経験したことが教訓となり、市町村だけでなく地域住民も含めて災害時要援護者支援の必要性を認識し、取組みを進める契機になったものと推察される。

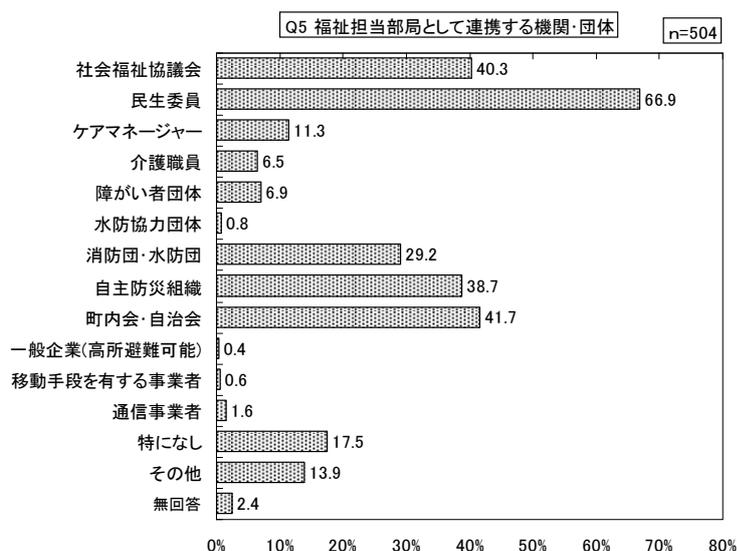


(6) 災害時要援護者個人の避難支援に係る福祉視点での取組み状況

福祉部局が災害時要援護者支援を行う上で協力関係を構築している組織・団体や、組織・団体との関わり方、庁内における避難支援プランの検討状況を調査した結果を示した。

1) 単純集計

福祉部局が連携体制を進めている組織・団体として最も多かったのは、「民生委員（66.9%）」であり、次いで、「町内会・自治会（41.7%）」、「社会福祉協議会（40.3%）」、「自主防災組織（38.7%）」の順であった。



2) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

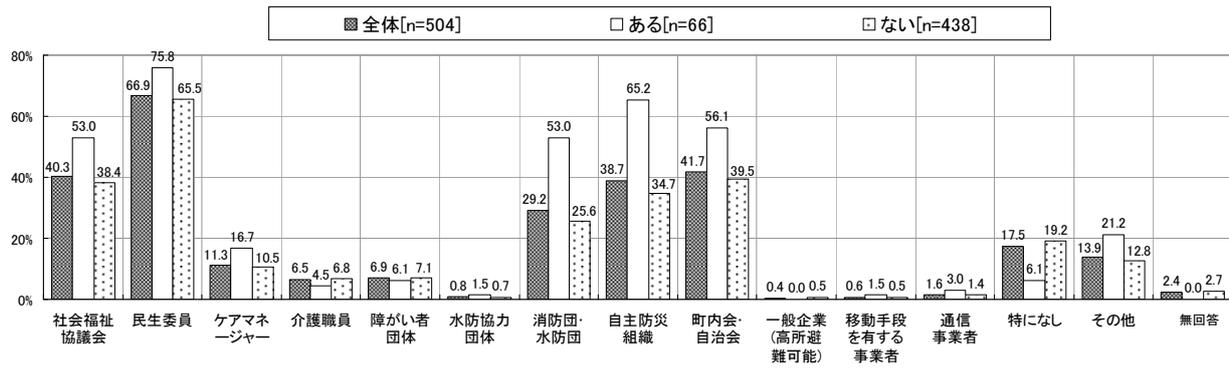
全体的に、「水害被害の経験がある」方が、全体的に取組みの実施率が高い。

団体別で見ると、差が顕著なのは、「消防団・水防団」、「自主防災組織」、「町内会・自治会」である。あまり大きな差が見られないのが、「社会福祉協議会」、「民生委員」、「介護職員」、「障がい者団体」、「水防協力団体」、「一般企業」、「移動手段を有する事業者」、「通信事業者」である。

このことから、既存の防災組織である「消防団・水防団」、「自主防災組織」、「町内会・自治会」は、水害被害を契機に、新たに災害時要援護者支援要員として位置づけられている傾向にあることが推察される。

「社会福祉協議会」や「民生委員」といった福祉関係団体は、災害時要援護者支援の中核的存在であるため、水害被害の有無による差が小さいものと考えられる。

あまり大きな差が見られない他の団体は、そもそも災害時要援護者支援の中核的存在として位置付けている市町村数が少なく、水害被害も連携の契機にはなっていないことが推察される。

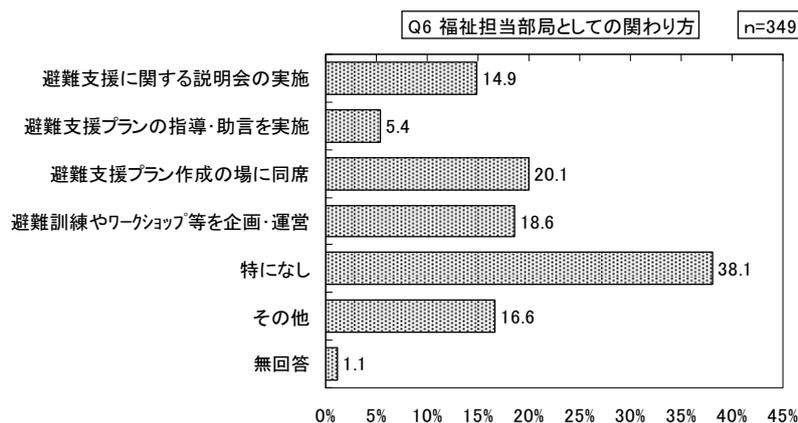


Q5 福祉担当部局として連携する機関・団体

(7) 福祉担当部局としての関わり方

1) 単純集計

社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員、障がい者団体といった組織・団体との連携体制を進めていると回答した福祉部局が、どのような取組みを実施しているかを調査したところ、最も多かったのは、「避難支援プランの作成の場に同席（20.1%）」であった。

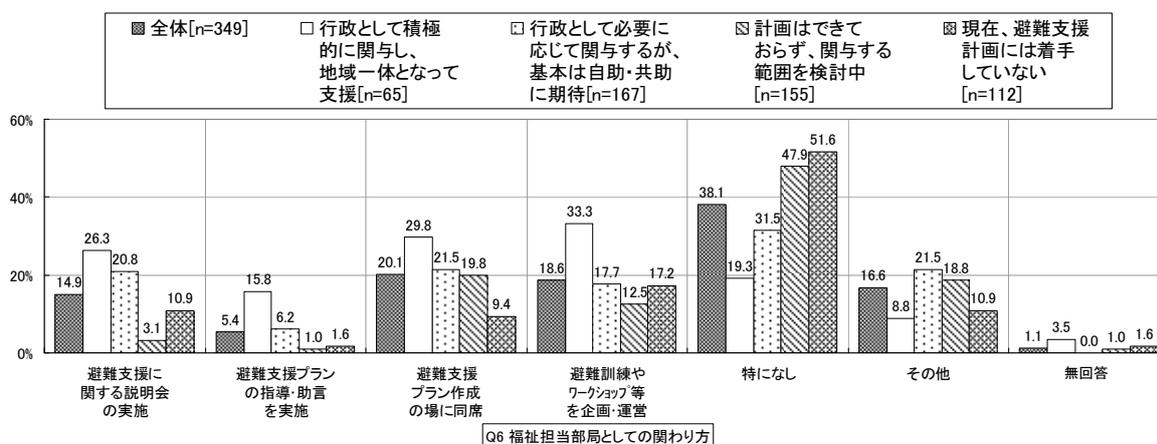


2) 「水害時を想定した避難支援計画」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、水害時を想定した避難支援計画（Q3）の内容別にクロス集計した。

「行政として積極的に関与」している市町村の方が、「行政として必要に応じて関与するが、基本は自助・共助に期待」する市町村よりも、福祉担当部局が関わる取組みの実施率が高い。

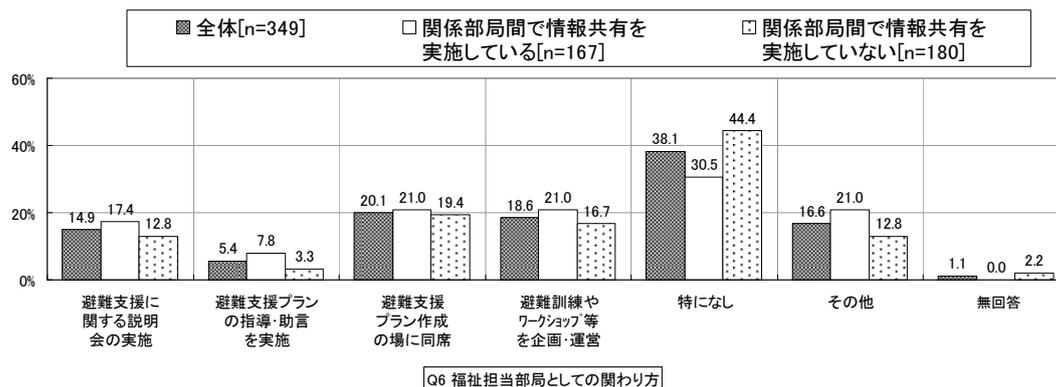
災害時要援護者支援に関する行政の取組みの積極性が、対策の実施率に大きく関係していることが伺える。



3) 「関係機関間での情報共有実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、関係機関（防災部局、福祉部局他）（Q4-A-1）の情報共有状況の有無でクロス集計した。

「関係部局間で情報共有をしている」市町村の方が、「関係部局間で情報共有をしていない」市町村よりも、福祉担当部局が関わる取組みの実施率が全体的にやや高い。

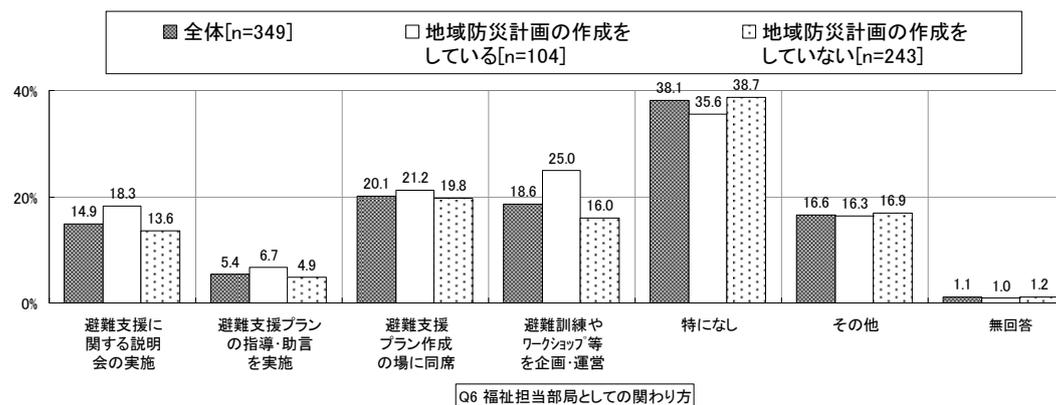


4) 「地域防災計画の作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の作成状況（Q4-A-3）の有無でクロス集計した。

「地域防災計画の作成をしている」市町村の方が「地域防災計画の作成をしていない」市町村よりも、福祉担当部局が関わる取組みの実施率が全体的にやや高い。

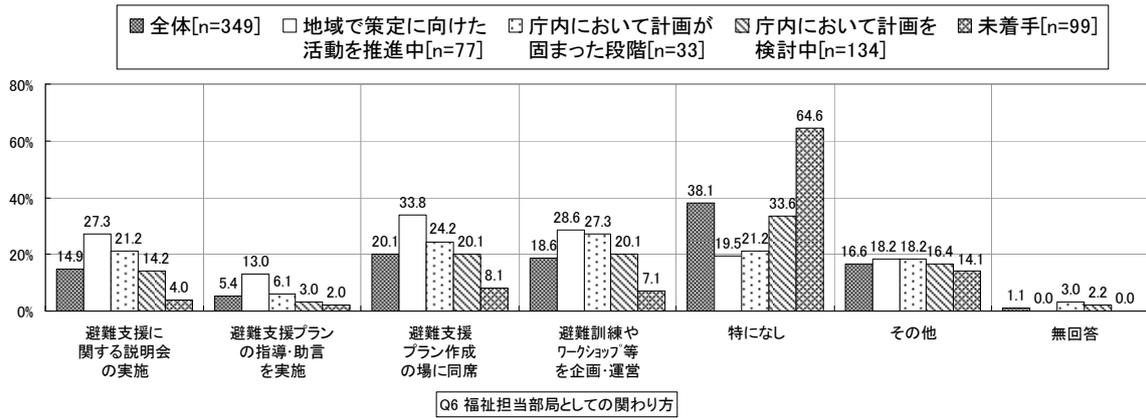
地域防災計画に災害時要援護者支援に関する役割を定め、避難支援プランの作成などの具体的な活動を推進していると推察される。



5) 「現在の支援方策の推進・検討状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者支援方策の推進・検討状況（Q7）でクロス集計した。

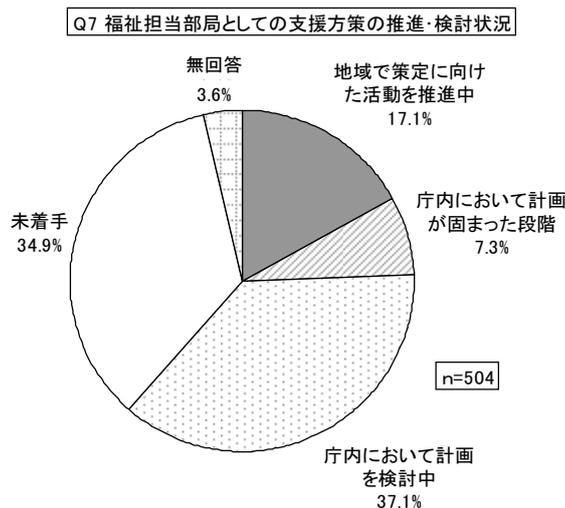
「地域で計画策定に向けた活動を推進中」の市町村の方が、「庁内において計画が固まった段階」、「庁内において計画を検討中」、「計画に未着手」の市町村よりも、福祉担当部局が関わる取組の実施率が全体的に高い。



(8) 現在の支援方策の推進・検討状況（福祉担当部局）

1) 単純集計

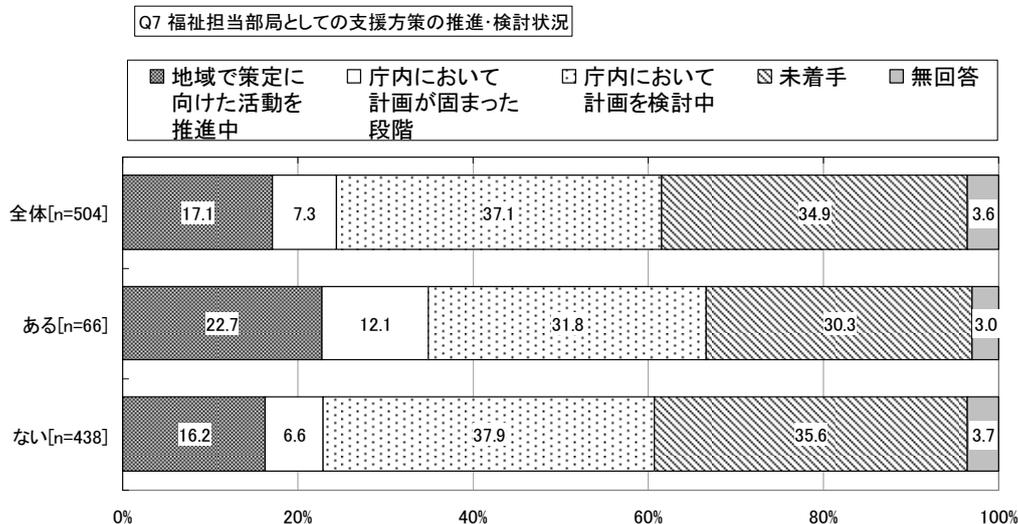
災害時要援護者個人への支援策の推進・検討状況について調査した結果、「計画に未着手」の団体が全体の 34.9%であった。実際に「地域で策定に向けた活動を推進中」と回答した市町村は、17.1%にとどまる。



2) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

「水害被害の経験がある」市町村の、「地域で策定に向けた活動を推進中」と回答した割合は 22.7%で、「水害被害の経験がない」市町村よりも高い。水害で被害を受けた経験が、災害時要援護者支援方策の取組みを後押しし、災害時の支援活動推進に寄与しているものと考えられる。



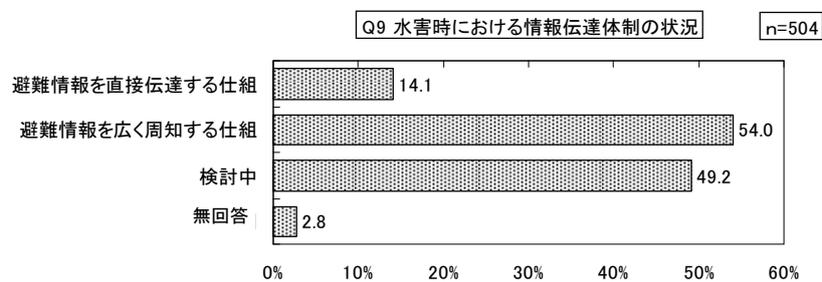
2.3.2 災害時要援護者個人への河川情報伝達や避難に係る現状・課題

(1) 災害時要援護者個人や支援者への避難情報伝達体制の状況

水害時に、災害時要援護者や支援者に対して行う避難情報提供の状況について調査した結果を示した。

1) 単純集計

情報伝達体制の状況について、最も多かったのは、防災無線に代表される「避難情報を広く周知する仕組み」であり全体の約半数（54.0%）であった。電話・FAX・メールのような、連絡先リストを作成して「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している市町村は、わずか14.1%である。

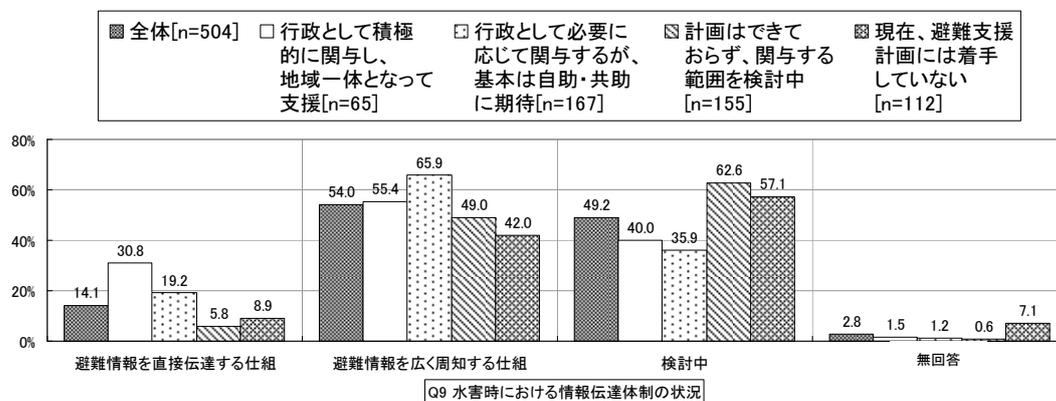


2) 「水害時を想定した避難支援計画」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、水害時を想定した避難支援計画（Q3）の内容別にクロス集計した。

「行政として積極的に関与」または「行政として必要に応じて関与」している市町村の方が、「関与する範囲を検討中」または「避難支援計画に未着手」の市町村よりも「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している割合が高い。

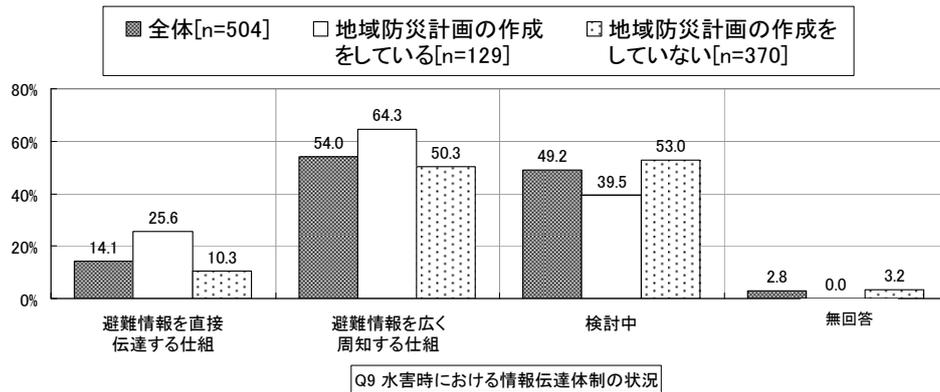
「避難情報を広く周知する仕組み」は、「避難情報を直接伝達する仕組み」のような顕著な差は見られない。これは、避難情報を直接伝達する仕組みである防災行政無線・広報車の保有は、避難支援計画の進捗に依存しないためと考えられる。



3) 「地域防災計画の作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の作成状況 (Q4-A-3) の有無でクロス集計した。

「地域防災計画の作成をしている」市町村の方が「地域防災計画を策定していない」市町村よりも、「避難情報を直接伝達する仕組み」「避難情報を広く周知する仕組み」を構築している割合が高い。これは、地域防災計画に避難情報伝達の必要性を位置づけ、避難情報伝達体制を確立しているものと推察される。

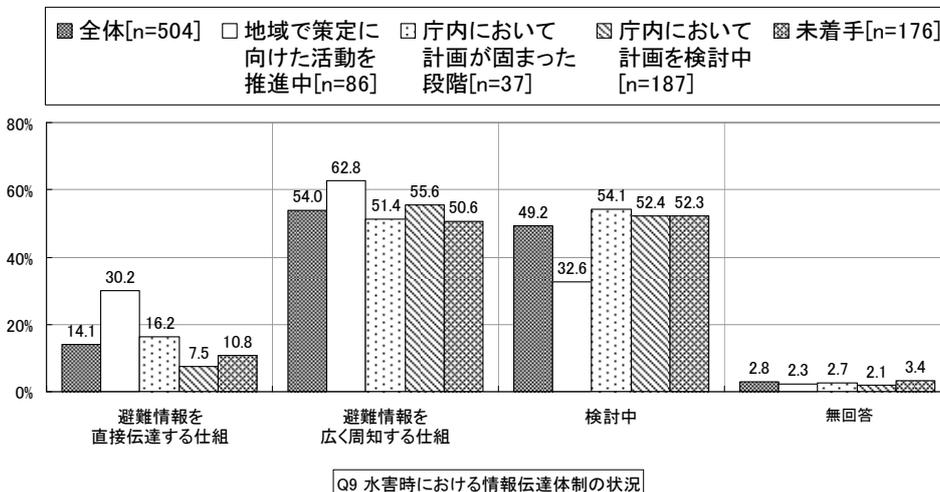


4) 「現在の支援方策の推進・検討状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、現在の支援方策の推進・検討状況 (Q7) 別にクロス集計した。

「地域で策定に向けた活動を推進中」の市町村の方が、「庁内において計画が固まった段階」「庁内において計画を検討中」「計画に未着手」の市町村よりも「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している割合が高い。

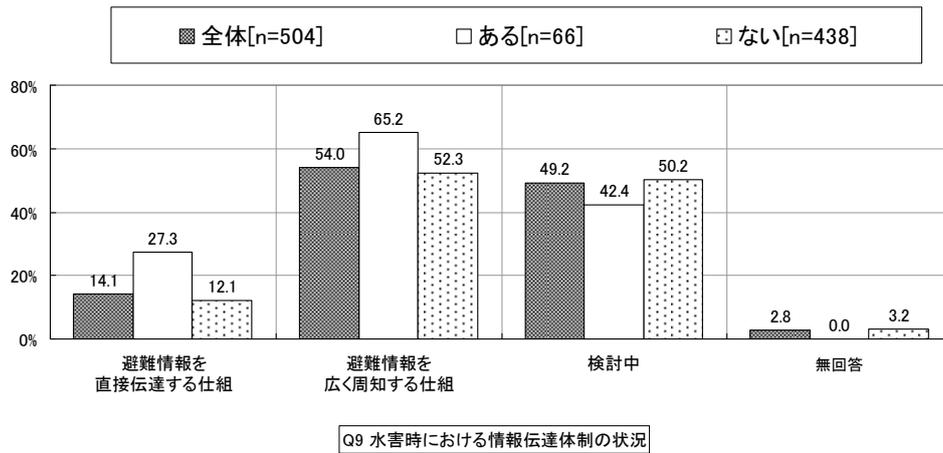
「避難情報を広く周知する仕組み」では、避難情報を直接伝達する仕組みのような顕著な差は見られない。これは、避難情報を直接伝達する仕組みである防災行政無線・広報車の保有は、支援方策の推進・検討状況の進捗に依存しないためと考えられる。



5) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

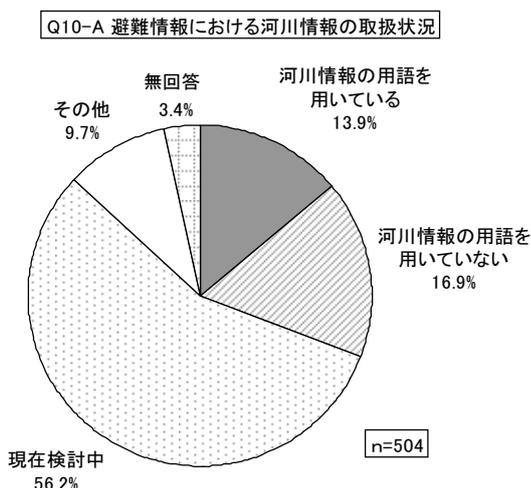
「水害被害の経験がある」市町村の方が、「水害被害の経験がない」市町村よりも、「避難情報を直接伝達する仕組み」、「避難情報を広く周知する仕組み」の整備率が高い。



(2) 避難情報における河川情報の取扱い状況

1) 単純集計

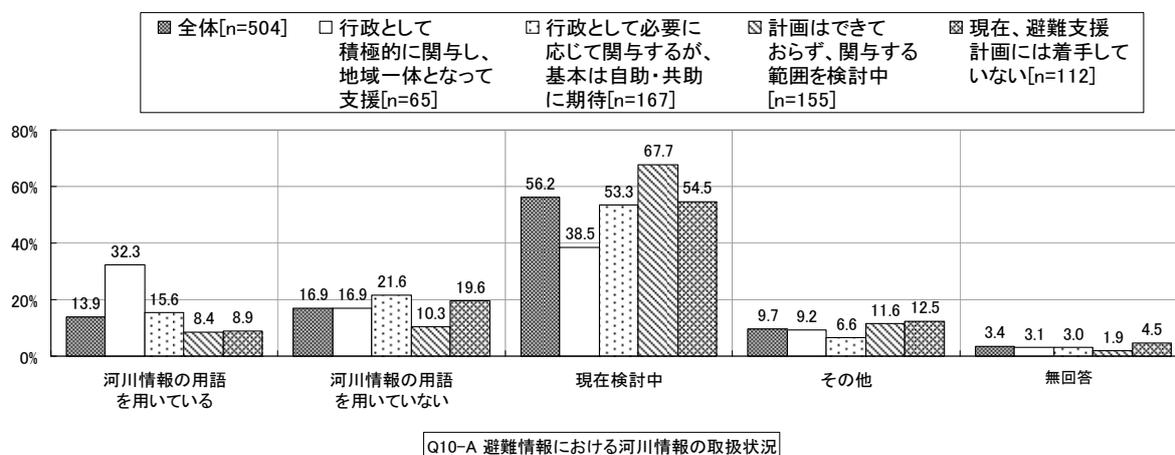
市町村が行う避難情報の文面に、河川情報がどの程度取り扱われているか調査したところ、「河川情報の用語を用いている」と回答した市町村は 13.9%にとどまった。最も多かったのは「現在検討中」の 56.2%である。



2) 「水害時を想定した避難支援計画」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、水害時を想定した避難支援計画 (Q3) の内容別にクロス集計した。

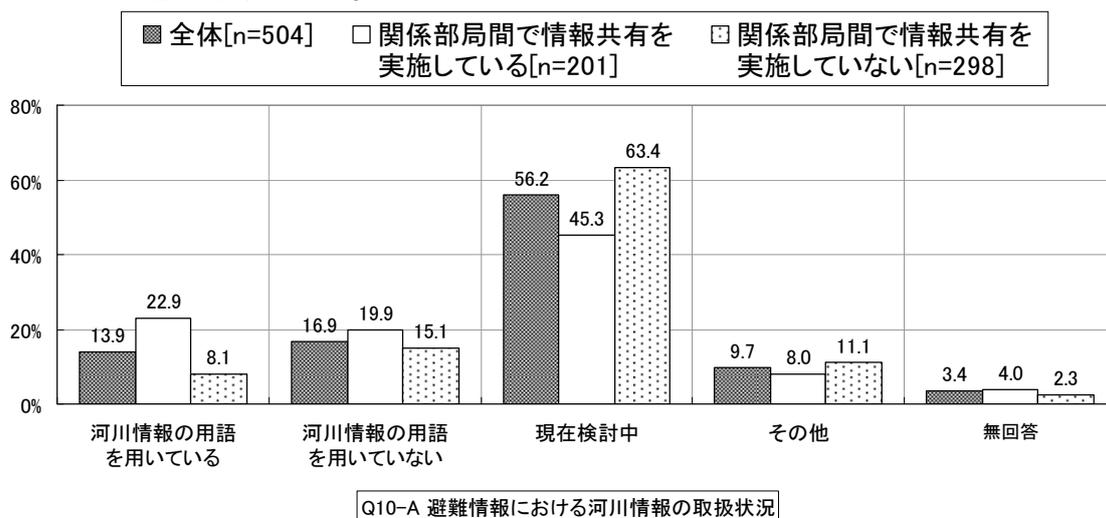
「行政として積極的に関与している」市町村の方が、「行政として必要に応じて関与するが、基本は自助・共助に期待」する市町村よりも避難情報の文面に「河川情報の用語を用いている」割合が高い。これは、災害時要援護者支援に積極的に関与している市町村では、避難情報の文面の標準化などの推進を進めるにあたり、河川情報の用語を活用していることが推察される。



3) 「関係機関での情報共有実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、関係機関（防災部局、福祉部局他）（Q4-A-1）の情報共有状況の有無でクロス集計した。

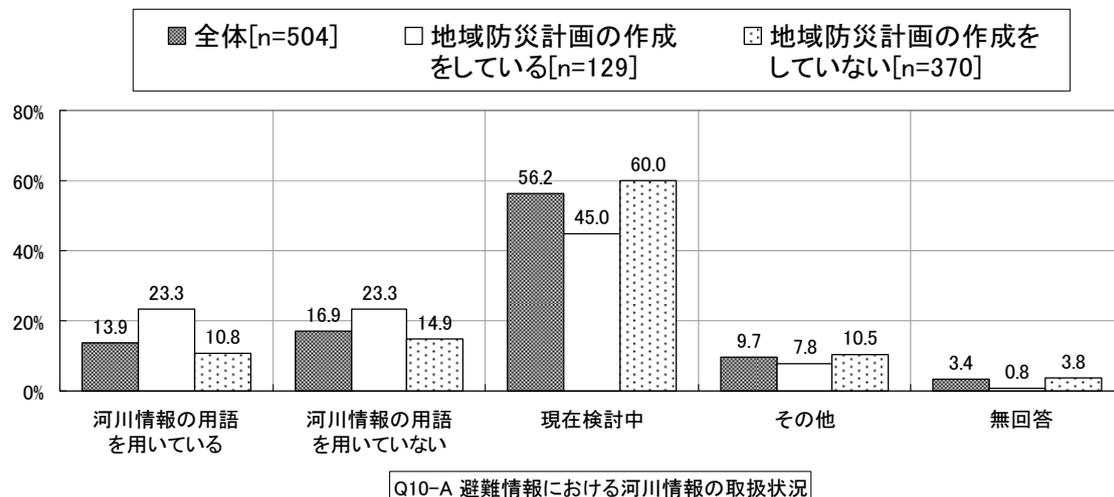
「関係部局間で情報を共有」している市町村の方が、「関係部局間で情報を共有していない」市町村よりも、避難情報の文面に「河川情報の用語を用いている」割合が高い。これは、関係部局間での情報共有に統一された河川情報の用語を用いていることが推察される。



4) 「地域防災計画の作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の作成状況（Q4-A-3）の有無でクロス集計した。

「地域防災計画の作成をしている」市町村は、「地域防災計画の作成をしていない」市町村よりも避難情報の文面に「河川情報の用語を用いている」および「河川情報の用語を用いていない」共に割合が高い。これは、河川情報用語の使用は、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の策定の有無には影響されないためと推察される。

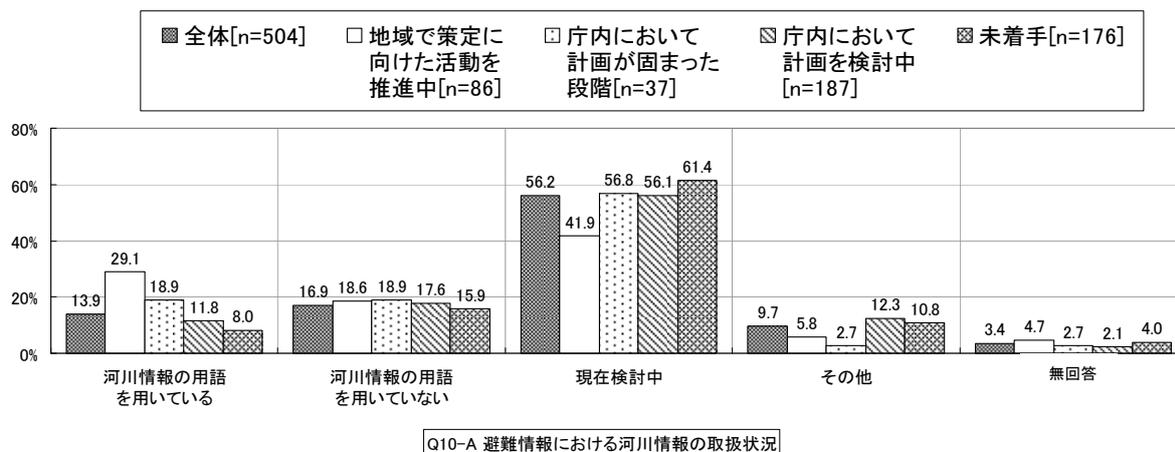


5) 「現在の支援方策の推進・検討状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、現在の支援方策の推進・検討状況 (Q7) 別でクロス集計した。

「地域で策定に向けた活動を推進中」の市町村の方が、「庁内において計画が固まった段階」「庁内において計画を検討中」「計画に未着手」の市町村よりも避難情報の文面に「河川情報の用語を用いている」割合が高い。

「河川情報の用語を用いていない」では、「河川情報の用語を用いている」ような顕著な差は見られない。

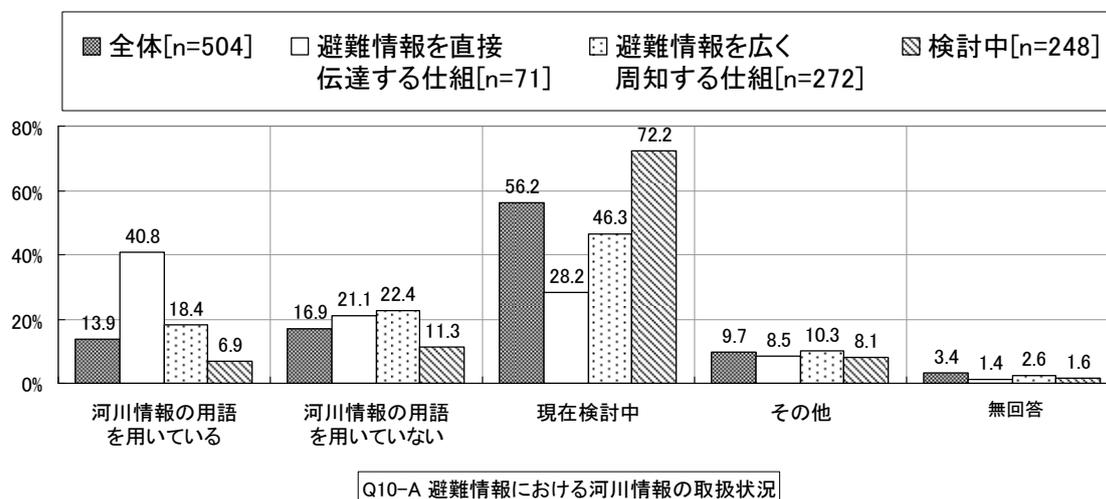


6) 「情報伝達体制の状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、情報伝達体制の状況 (Q9) 別にクロス集計した。

「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している市町村の方が、「避難情報を広く周知する仕組み」を構築している市町村よりも避難情報の文面に「河川情報の用語を用いている」割合が高い。避難情報を直接伝達する仕組みにおいて、統一された河川情報の用語が使用されていることが推察される。

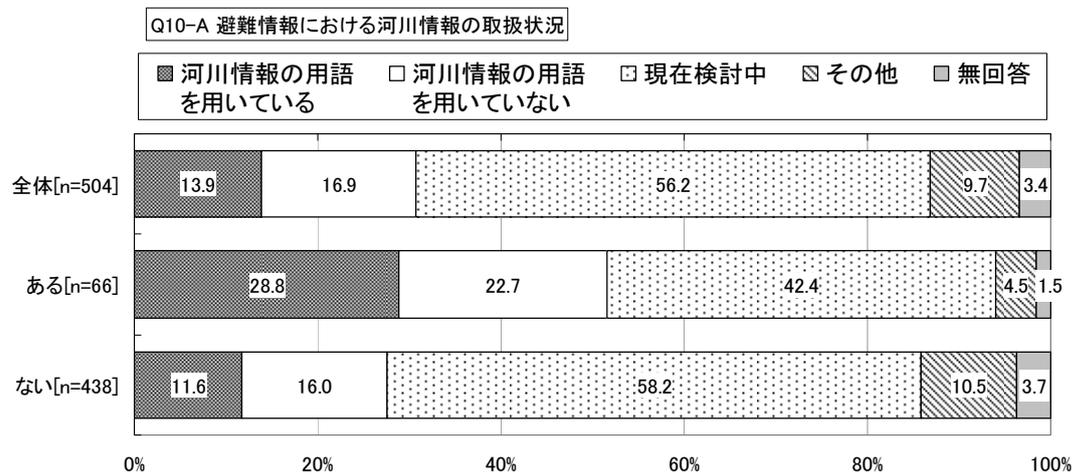
「河川情報の用語を用いていない」では、「河川情報の用語を用いている」ような顕著な差は見られない。



7) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

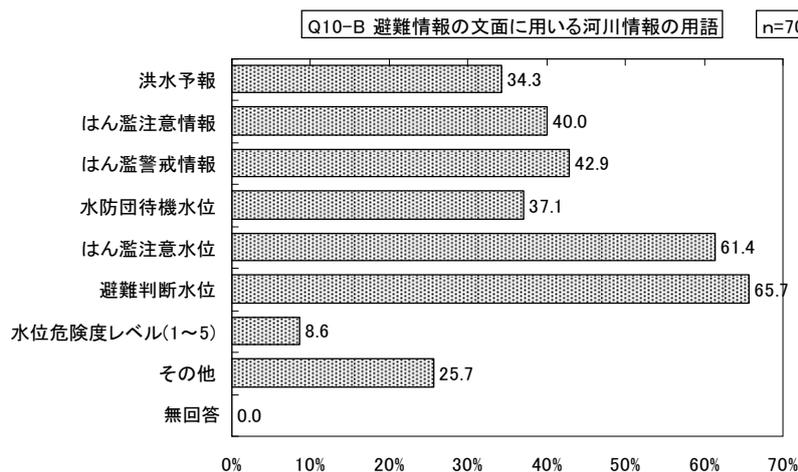
「水害被害の経験がある」市町村が、避難情報に「河川情報の用語を用いている」割合は 28.8%で、「水害被害の経験がない」市町村の割合に比べて高い。



(3) 避難情報の文面に用いる河川情報の用語

1) 単純集計

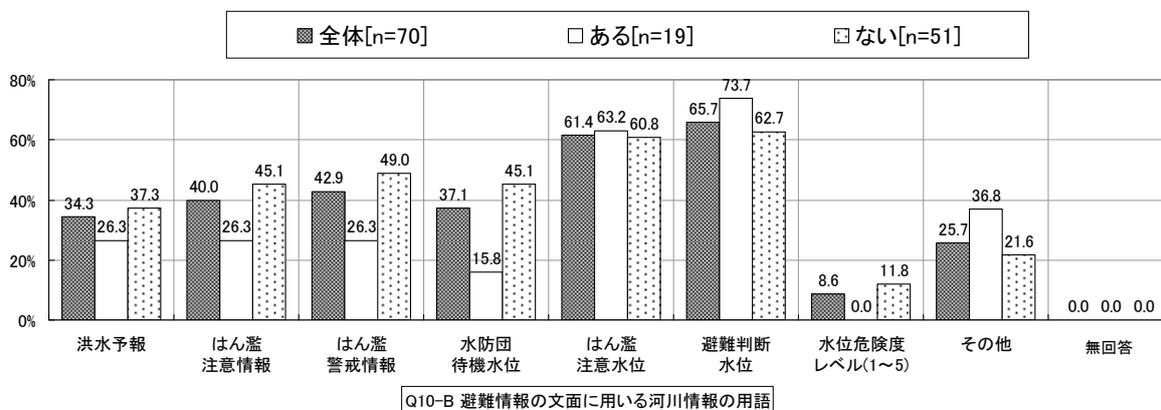
Q10-A で「河川情報の用語を用いている」と回答した市町村に、実際に用いている河川用語について調査したところ、最も多かったのが「避難判断水位」の 65.7% であり、次いで「はん濫注意水位」の 61.4% である。避難勧告、避難準備情報等への緊迫度が高い用語ほど、利用頻度が高い。



2) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

避難情報の文面に「洪水予報」、「はん濫注意情報」、「はん濫警戒情報」、「水防団待機水位」を用いていると回答した割合は、「水害被害の経験がない」と回答した市町村の方が高い。一方、「はん濫注意水位」、「避難判断水位」は、「水害被害の経験がある」市町村の方がやや高い。

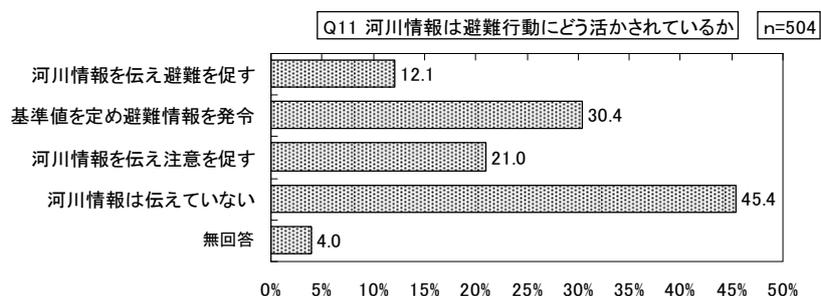


(4) 洪水予報等の災害時要援護者個人や支援者への伝達実績

市町村が、河川情報そのものを災害時要援護者支援にどう活かしているのか、また河川情報そのものを災害時要援護者へ伝達した経験等を調査した結果を示す。

1) 単純集計

市町村側の河川情報の取扱い状況であるが、「河川情報は伝えていない」市町村が45.4%である。河川情報の取扱いは、市町村の避難判断のための基準値(30.4%)、または注意喚起(21.0%)的な位置づけが主体であることが推察される。

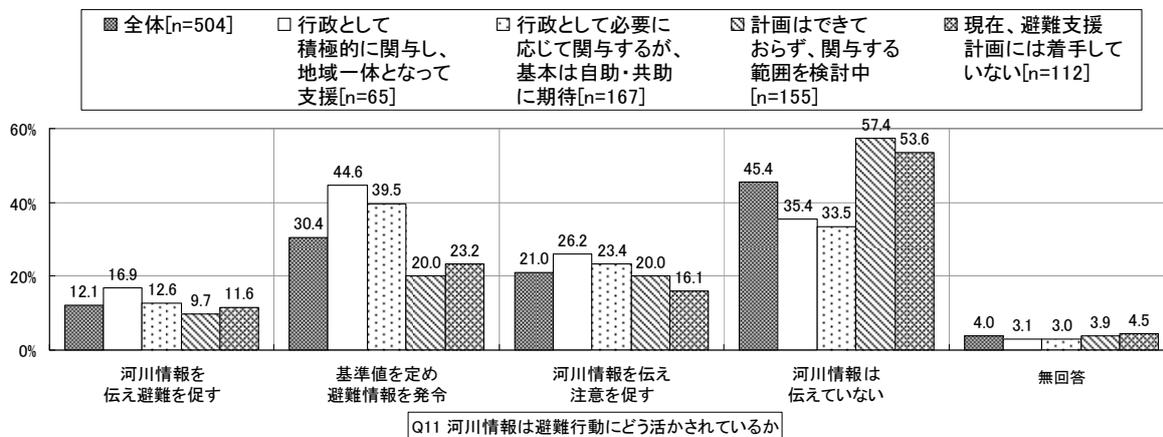


2) 「水害時を想定した避難支援計画」によるクロス集計

1)の単純集計結果を、水害時を想定した避難支援計画(Q3)の内容別にクロス集計した。

「行政として積極的に関与」している市町村の方が、「行政として必要に応じて関与」する市町村よりも、「基準値を定め避難情報を発令」「河川情報を伝え避難を促す」「河川情報を伝え注意を促す」の何らかの形で災害時要援護者へ河川情報を伝えている取組みの頻度が高い。

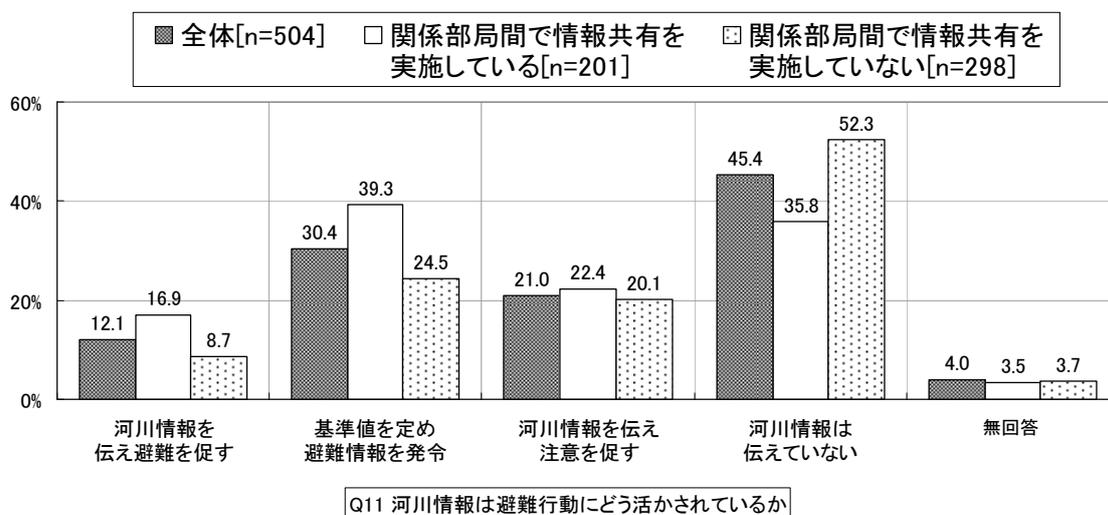
災害時要援護者支援に関する行政の取組みの積極性が、災害時要援護者への避難判断につながる河川情報の伝達に大きく関係していることが推察される。



3) 「関係機関での情報共有実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、関係機関（防災部局、福祉部局他）（Q4-A-1）の情報共有状況の有無でクロス集計した。

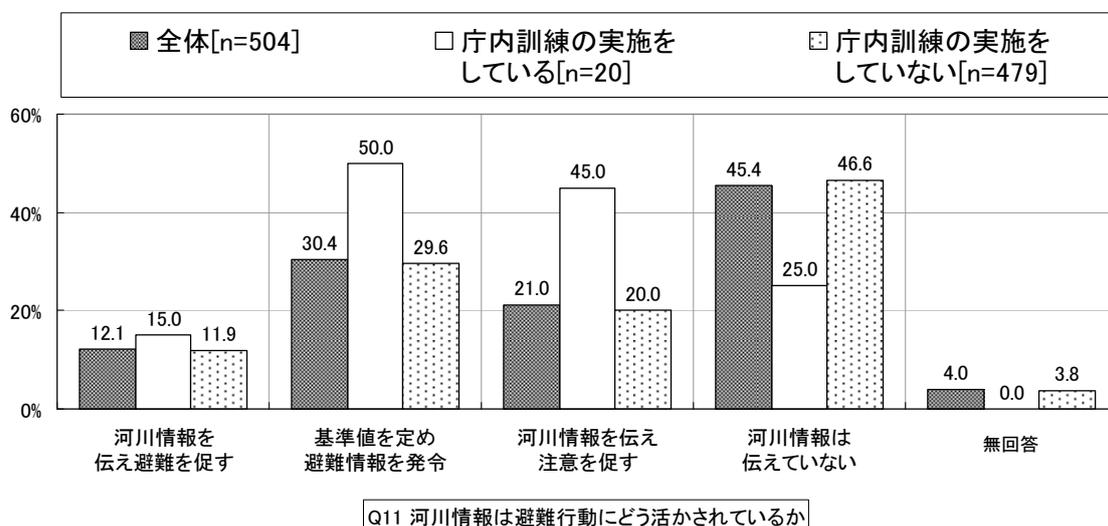
「関係部局間で情報共有を実施している」市町村の方が、「関係部局間で情報共有を実施していない」市町村よりも、「河川情報を伝え避難を促す」「基準値を定め避難情報を発令」「河川情報を伝え注意を促す」の河川情報を何らかの形で災害時要援護者へ伝えている取組みの比率が高い。これは関係部局間での情報共有の有無が、災害時要援護者への河川情報伝達に寄与しているためと推察される。



4) 「庁内訓練の実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、庁内訓練の実施状況（Q4-A-2）の有無でクロス集計した。

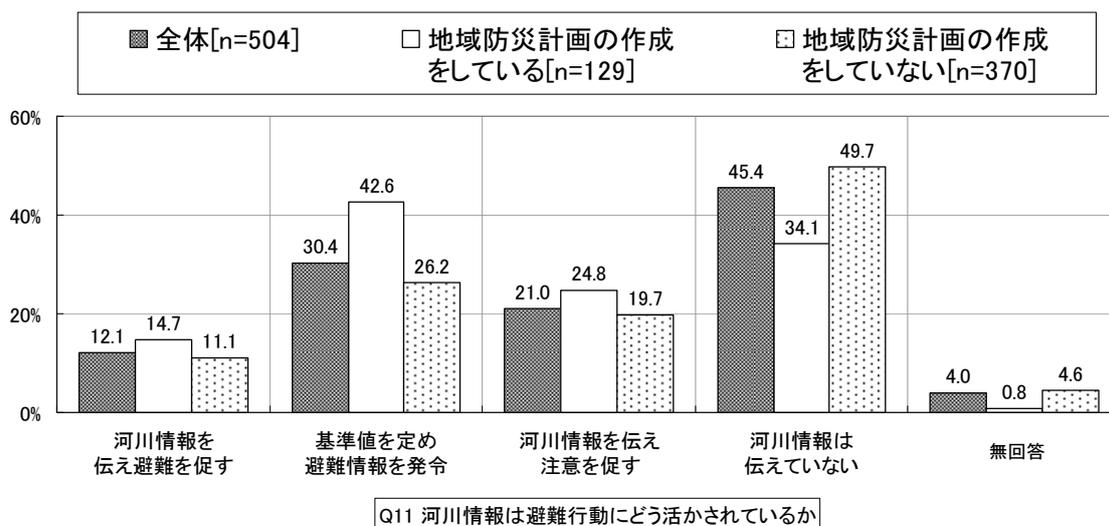
「庁内訓練を実施している」市町村の方が、「庁内訓練を実施していない」市町村よりも、特に「基準値を定め避難情報を発令」、「河川情報を伝え注意を促す」の何らかの形で災害時要援護者へ河川情報を伝えている取組みの比率が高い。



5) 「地域防災計画の作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の作成状況 (Q4-A-3) の有無でクロス集計した。

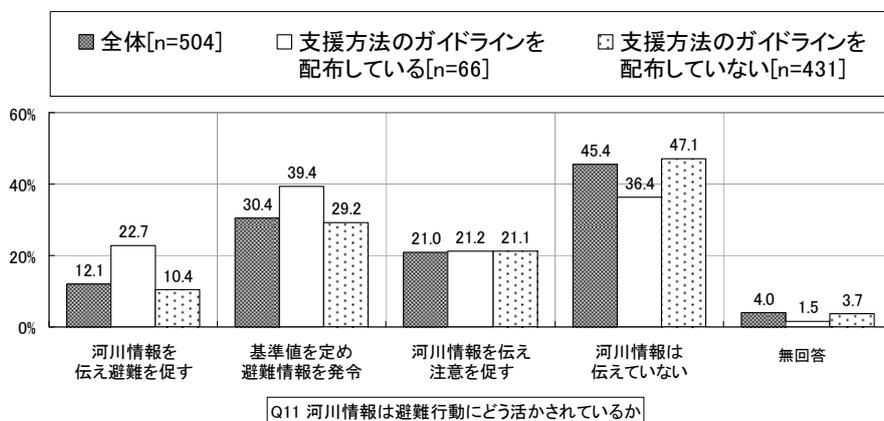
「地域防災計画の作成をしている」市町村は、「地域防災計画の作成をしていない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者へ河川情報を伝えている取組みの比率が高い。特に「基準値を定め避難情報を発令」で高いことから、地域防災計画で避難情報の発令規準が明記されていると推察される。



6) 「避難支援方法のガイドラインの配布状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、個人支援の取り組み状況 (Q4-B) の内容別にクロス集計した。

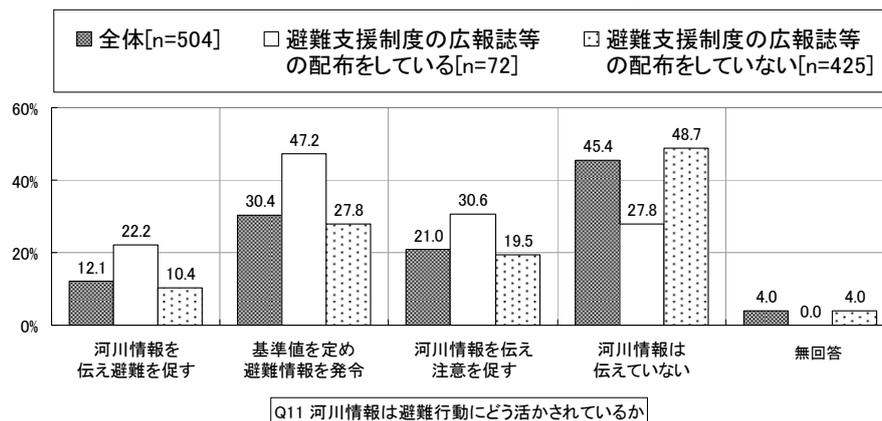
「避難支援方法のガイドラインを配布している」市町村は、「避難支援方法のガイドラインを配布していない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者へ河川情報を伝えている取組みの実施の比率が高い。



7) 「避難支援制度の広報誌等の配布状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、避難支援制度の広報誌等の配布状況 (Q4-B-2) の有無でクロス集計した。

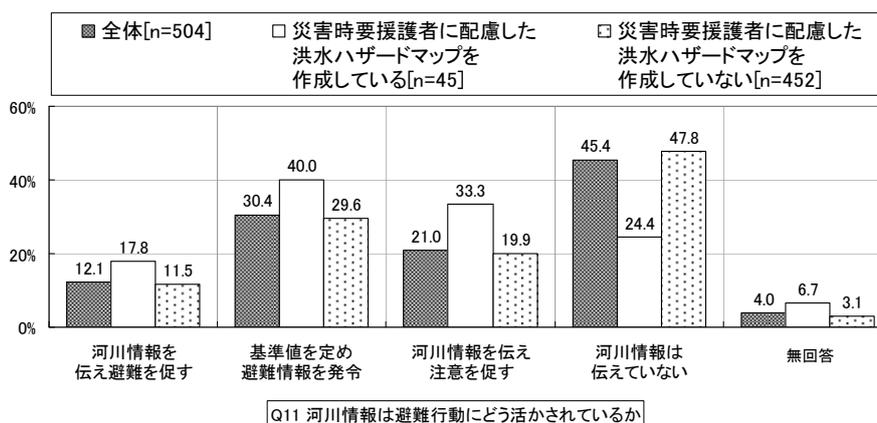
「避難支援制度の広報誌等を配布している」市町村は、「避難支援制度の広報誌等を配布していない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者へ河川情報を伝えている取組みを行っている確率が高い。特に「基準値を定め避難情報を発令」で高いことから、取組み内容について周知するために配布を行っているかと推察される。



8) 「災害時要援護者に配慮したハザードマップの作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップの作成状況 (Q4-B-3) の有無でクロス集計した。

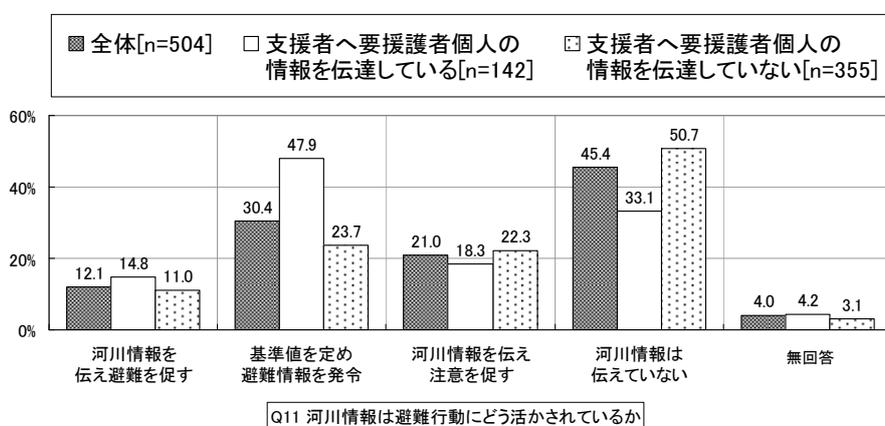
「災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップを作成している」市町村は、「災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップを作成していない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者へ河川情報を伝えている取組みを行っている確率が高い。「災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップを作成していない」市町村では、「河川情報は伝えていない」が約半数を占めている。



9) 「支援者への要援護者個人の情報の伝達状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、支援者への要援護者個人の情報の伝達状況 (Q4-B-4) の有無でクロス集計した。

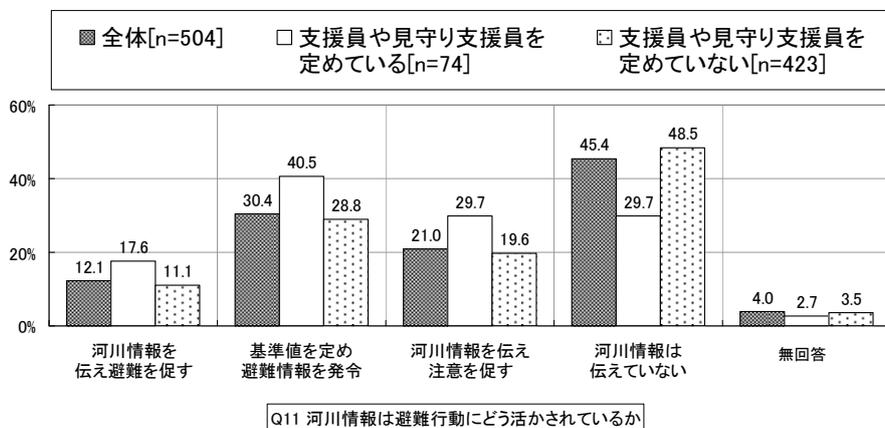
「支援者へ要援護者個人の情報を伝達している」市町村は、「基準値を定め避難情報を発令」を実施している比率が高い。また、「支援者へ要援護者個人の情報を伝達していない」市町村は、「河川情報は伝えていない」比率が高い。「基準値を定める」等、より詳細な取組みを行っているほど、要援護者本人以外を含めた避難体制の構築を意識していると推察される。



10) 「支援員等の策定状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、支援員等の指定状況 (Q4-B-5) の有無でクロス集計した。

「支援員や見守り支援員を定めている」市町村では、「河川情報を伝え避難を促す」、「基準値を定め避難情報を発令」、「河川情報を伝え注意を促す」は、「全体」および「支援員や見守り支援員を定めていない」市町村においてよりも上回っている。ここでも、より詳細な取組みを行っているほど、要援護者本人以外を含めた避難体制の構築を意識していると推察される。

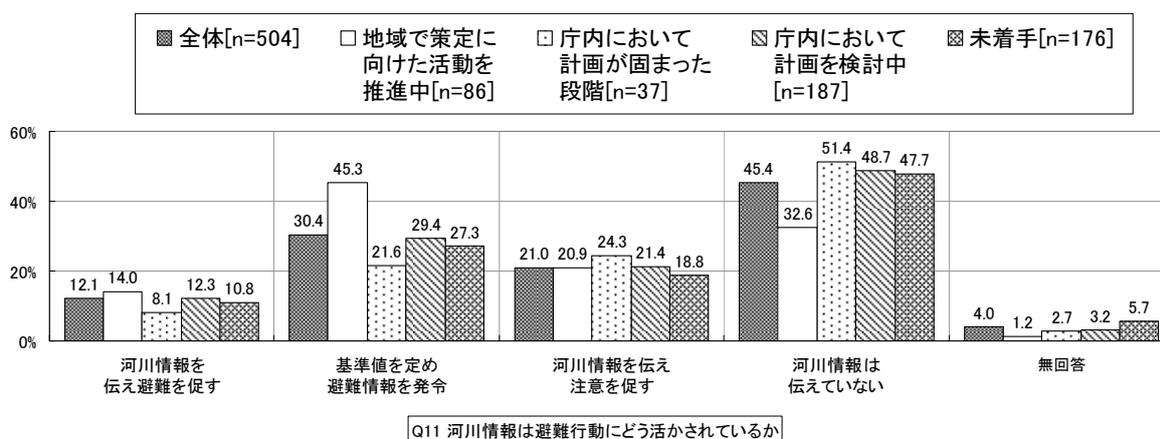


11) 「現在の支援方策の推進・検討状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、現在の支援方策の推進・検討状況（Q7）別にクロス集計した。

「地域で策定に向けた活動を推進中」の市町村では、「河川情報を伝え避難を促す」「基準値を定め避難情報を発令」の取組みの実施率が高い。

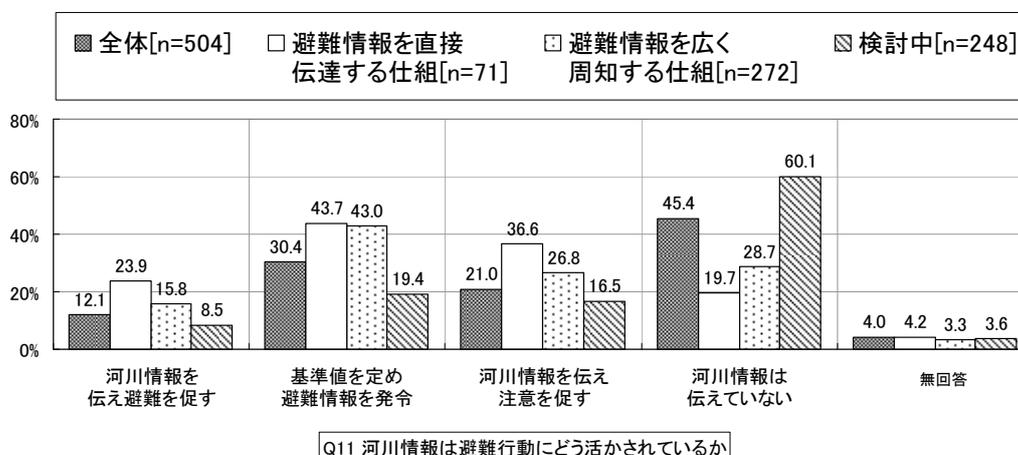
「河川情報を伝え注意を促す」では、「基準値を定め避難情報を発令」ような顕著な差は見られない。



12) 「情報伝達体制の状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、情報伝達体制の状況（Q9）の内容別にクロス集計した。

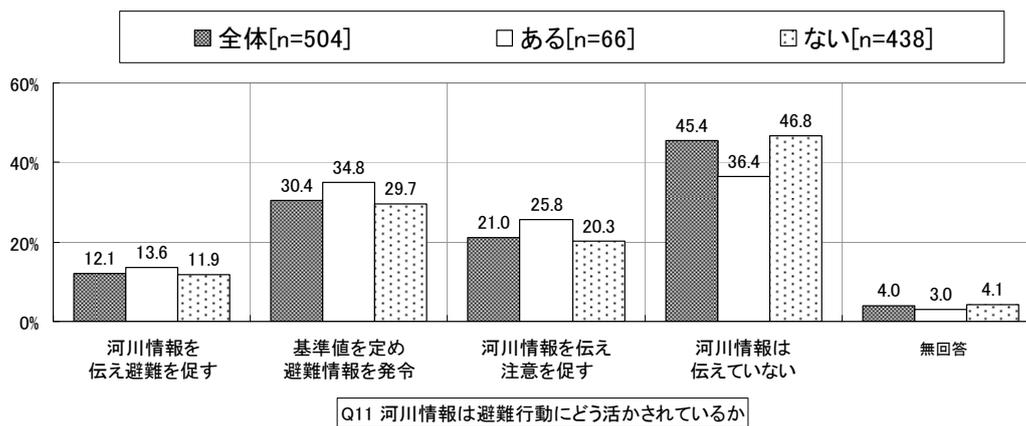
「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している市町村、「避難情報を広く周知する仕組み」を構築している市町村、「検討中」の市町村の順に、避難情報伝達において「河川情報を伝え避難を促す」「基準値を定め避難情報を発令」「河川情報を伝え注意を促す」割合が高い。



13) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

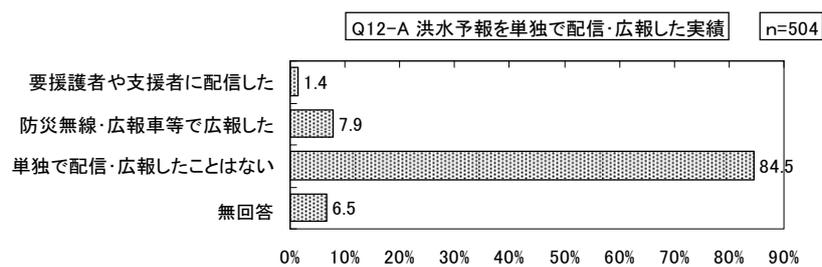
「水害被害の経験がある」市町村の方が、河川情報を活用して避難や注意を促したり、河川情報による避難の基準値づくりを進めている比率が高いことが伺える。



(5) 洪水予報を単独で配信・広報した実績

1) 単純集計

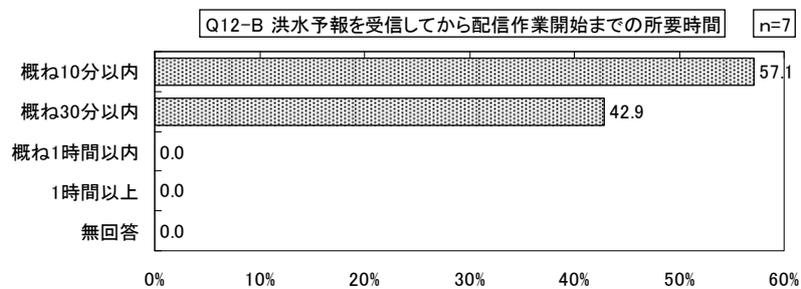
過去の水害時に河川情報（洪水予報等）を伝達した経験について調査した結果、「避難情報を伴わずに、洪水予報単独で、事前に登録された災害時要援護者個人またはその支援者に配信したことがある（電話・FAX・メール等の配信手段）」とした市町村はわずか7市町村（全体の1.4%）である。



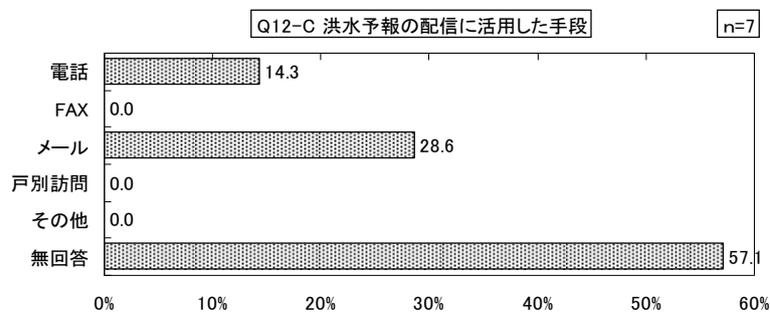
(6) 洪水予報を受信してから配信作業開始までの所要時間・配信に活用した手段

1) 単純集計

これらの市町村が河川情報の伝達に要した時間は、概ね 30 分以内である。



また、伝達媒体は電話、またはメールによるものである。

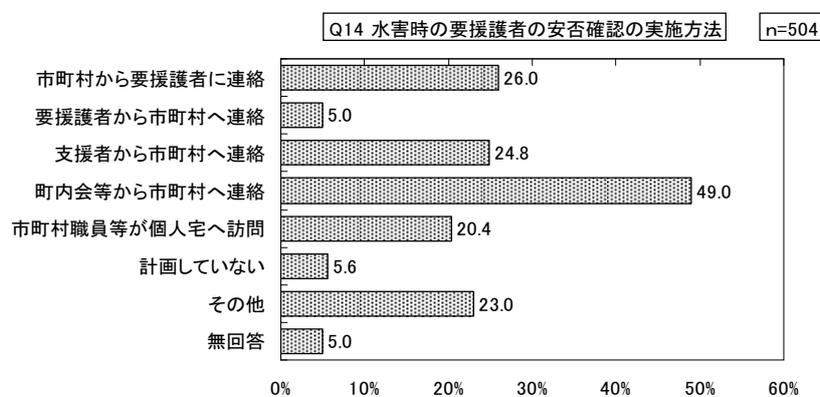


(7) 安否確認及び避難行動支援について

福祉部局として行う災害時要援護者個人への安否確認方法や、避難情報伝達の際の課題を調査した結果を示す。

1) 単純集計

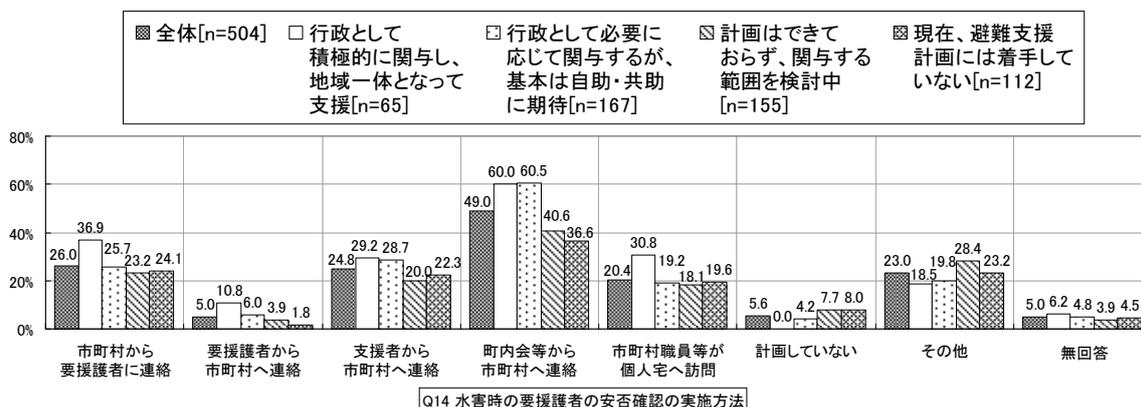
福祉部局が水害時に実施する要援護者の安否確認の実施方法であるが、最も多かったのが、「町内会・自治会、自主防災組織から市町村への連絡で安否確認を実施」で 49.0%であった。次いで、「市町村から災害時要援護者個人又は支援者に連絡し安否確認を実施」で 26.0%であった。



2) 「水害時を想定した避難支援計画」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、水害時を想定した避難支援計画 (Q3) の内容別にクロス集計した。

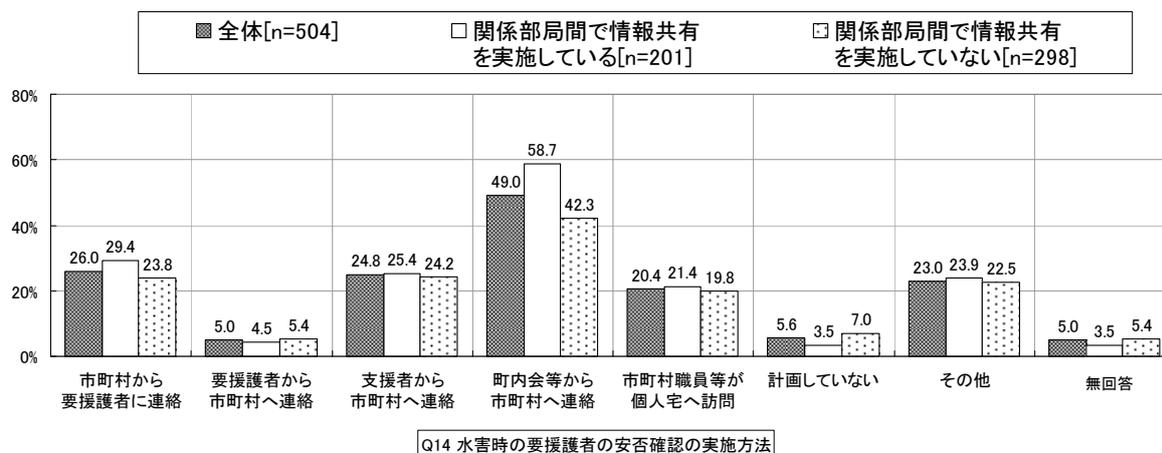
「行政として積極的に関与」している市町村は全体的に「行政として必要に応じて関与」「関与する範囲を検討中」「計画に未着手」の市町村よりも、災害時要援護者への安否確認を推進している市町村が多い。一方で「行政として必要に応じて関与」する市町村は、安否確認の方法が「支援者から市町村へ連絡」「町内会等から市町村へ連絡」などの自助、共助による安否確認で高い。このことは、災害時要援護者支援において基本的に自助、共助を期待していることが寄与していると推察される。



3) 「関係機関での情報共有実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、関係機関（防災部局、福祉部局他）（Q4-A-1）の情報共有状況の有無でクロス集計した。

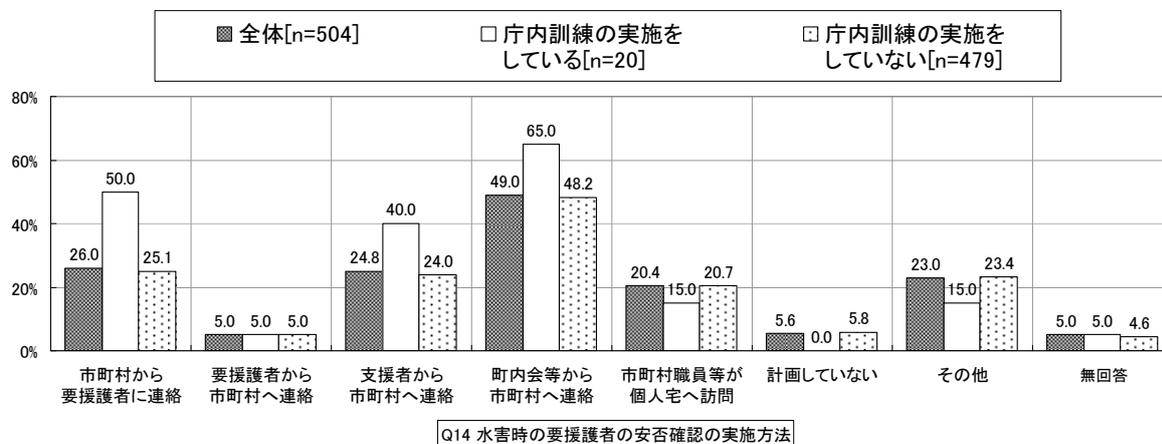
「関係部局間で情報共有をしている」市町村の方が、「関係部局間で情報共有をしていない」市町村よりも、「市町村から災害時要援護者へ連絡」「町内会等から市町村へ連絡」で割合が高い。これより、市町村、町内会等の組織が関係部局間での情報共有に組み込まれていると推察される。



4) 「庁内訓練の実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、庁内訓練の実施状況（Q4-A-2）の有無でクロス集計した。

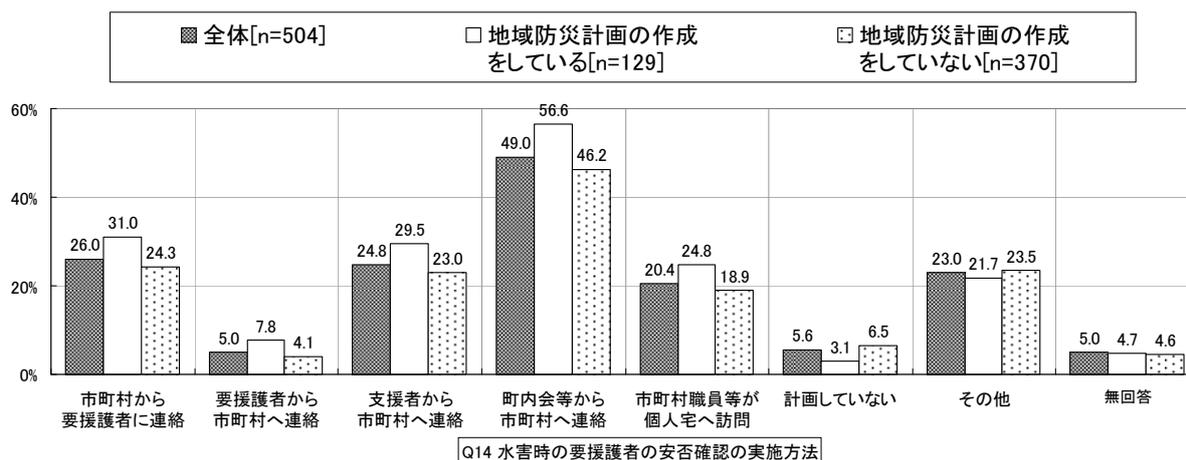
「庁内訓練を実施している」市町村の方が、「庁内訓練を実施していない」市町村よりも、「市町村から災害時要援護者へ連絡」「支援者から市町村へ連絡」「町内会等から市町村へ連絡」している比率が高い。これより、庁内訓練で市町村と町内会等の組織との連携が促進されていることが推察される。



5) 「地域防災計画の作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の作成状況 (Q4-A-3) の有無でクロス集計した。

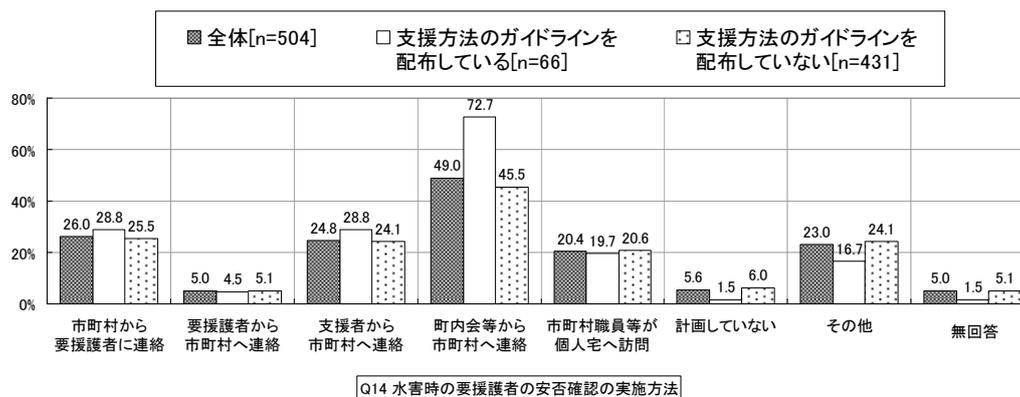
「地域防災計画の作成をしている」市町村は、「地域防災計画の作成をしていない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者の安否確認の取組み比率が高い。



6) 「避難支援方法のガイドラインの配布状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、個人支援の取り組み状況 (Q4-B) の内容別にクロス集計した。

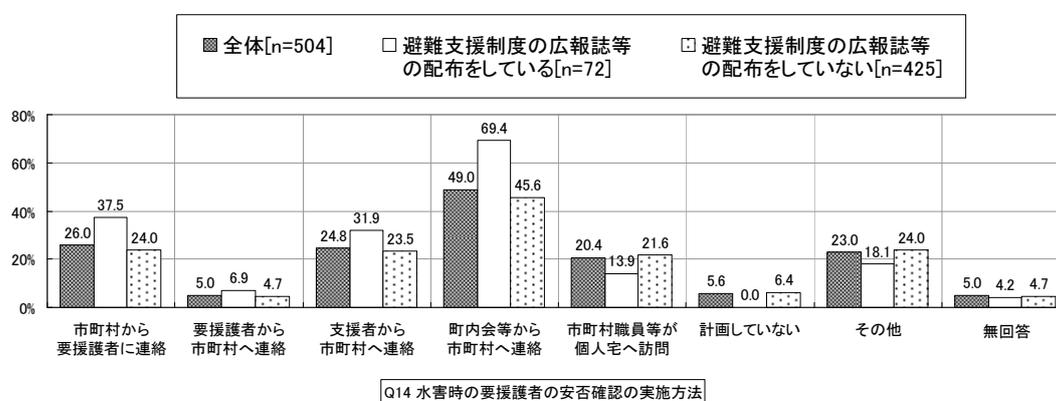
特に「避難支援方法のガイドラインを配布している」市町村は、「避難支援方法のガイドラインを配布していない」市町村よりも、「町内会等から市町村へ連絡」「支援者から市町村へ連絡」「市町村から要援護者に連絡」している比率が高い。



7) 「避難支援制度の広報誌等の配布状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、避難支援制度の広報誌等の配布状況状況（Q4-B-2）の有無でクロス集計した。

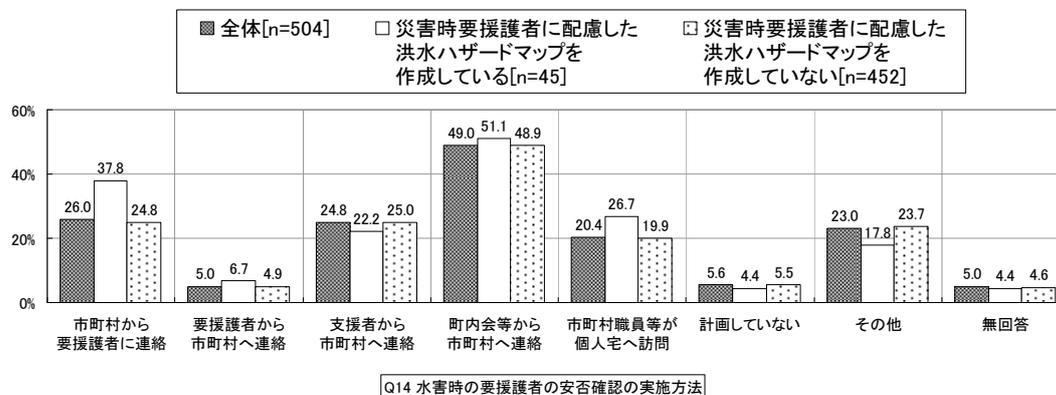
「避難支援制度の広報誌等の配布をしている」市町村は、「市町村から要援護者に連絡」「要援護者から市町村へ連絡」「支援者から市町村へ連絡」「町内会等から市町村へ連絡」が、「全国」および「避難支援制度の広報誌等の配布をしていない」市町村より上回っている。また、配布している市町村では「計画していない」が 0.0%であることから、何らかの方法で安否確認を行う体制がとられていることが推察される。



8) 「災害時要援護者に配慮したハザードマップの作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップの作成状況（Q4-B-3）の有無でクロス集計した。

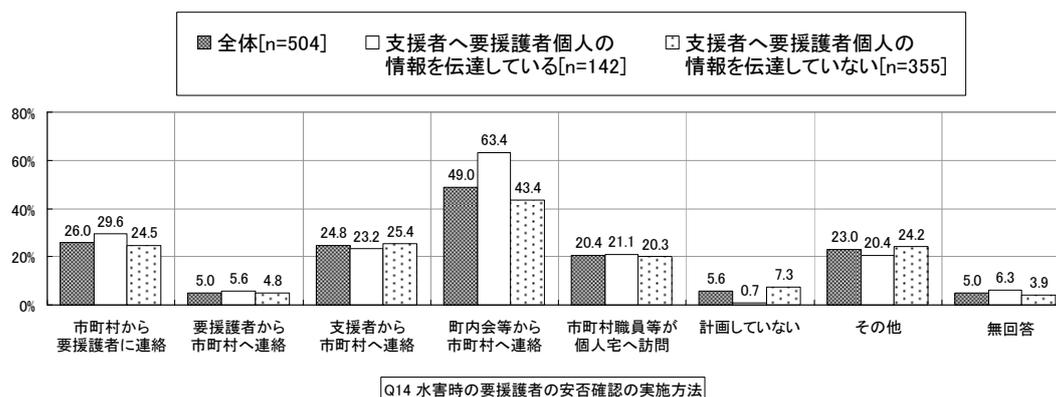
「災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップを作成している」市町村では、特に「市町村から要援護者に連絡」「市町村職員等が個人宅へ訪問」の比率が「災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップを作成していない」市町村に対して高い。市町村が中心となった安否確認体制が構築されていることが推察される。



9) 「支援者への要援護者個人の情報の伝達状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、支援者への要援護者個人の情報の伝達状況 (Q4・B・4) の有無でクロス集計した。

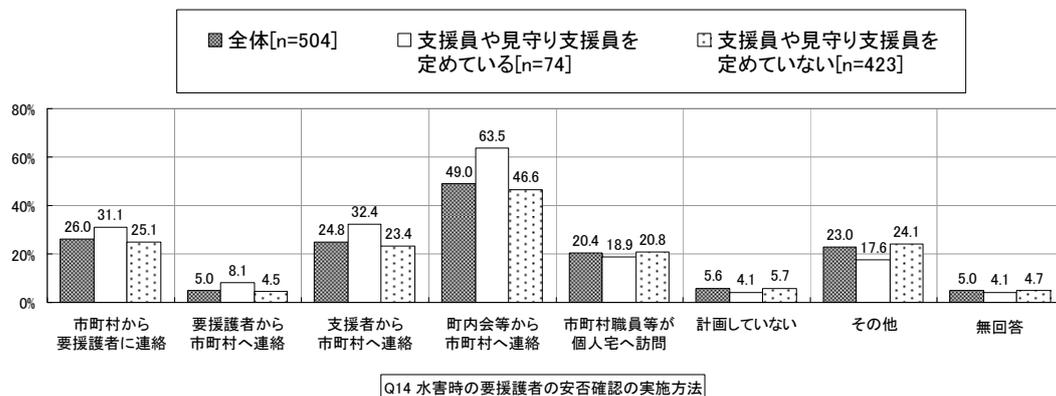
「支援者へ要援護者個人の情報を伝達している」市町村は、「支援者への要援護者個人の情報を伝達していない」市町村よりも、「町内会等から市町村へ連絡」「市町村から要援護者に連絡」する割合が高い。



10) 「支援員等の策定状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、支援員等の指定状況 (Q4・B・5) の有無でクロス集計した。

「支援者へ要援護者個人の情報を伝達している」市町村は、「支援者への要援護者個人の情報を伝達していない」市町村よりも、「町内会等から市町村へ連絡」「支援者から市町村へ連絡」「市町村から要援護者に連絡」「要援護者から市町村へ連絡」する割合が高い。

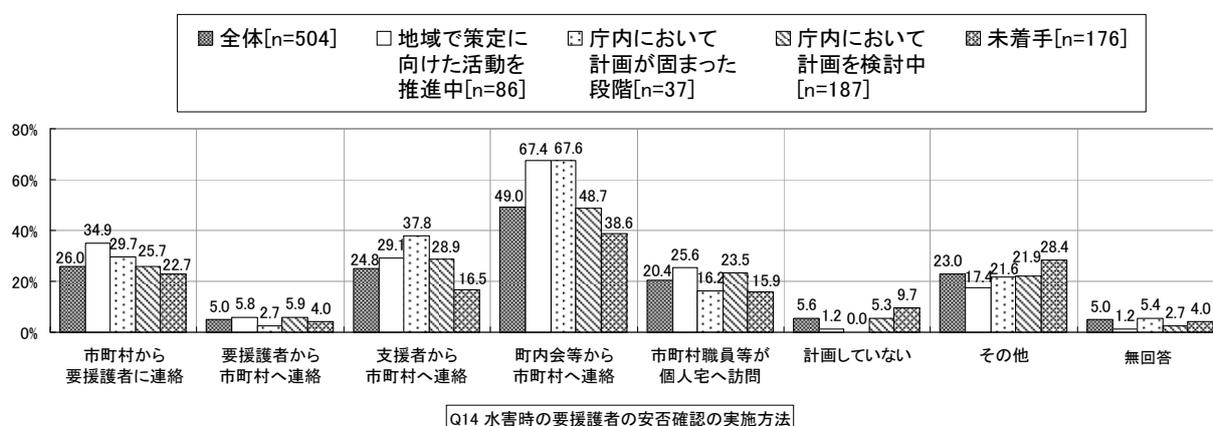


11) 「現在の支援方策の推進・検討状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、現在の支援方策の推進・検討状況（Q7）別にクロス集計した。

「地域で策定に向けた活動を推進中」の市町村では、全体的に災害時要援護者の安否確認が行われている割合が高い。

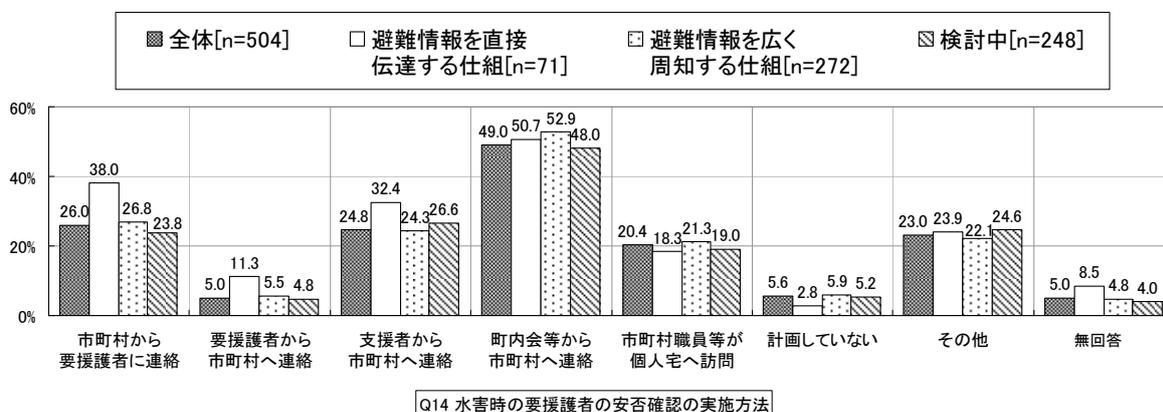
「支援者から市町村へ連絡」は、「地域で策定に向けた活動を推進中」の市町村においてよりも「庁内において計画が固まった段階」市町村において高い割合であった。



12) 「情報伝達体制の状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、情報伝達体制の状況（Q9）の内容別にクロス集計した。

「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している市町村の方が、「避難情報を広く周知する仕組み」を構築している市町村よりも、「市町村から災害時要援護者へ連絡」「災害時要援護者から市町村へ連絡」「支援者から市町村へ連絡」において割合が高い。「町内会等から市町村へ連絡」および「市町村職員等が個人宅訪問」では顕著な差が見られなかった。

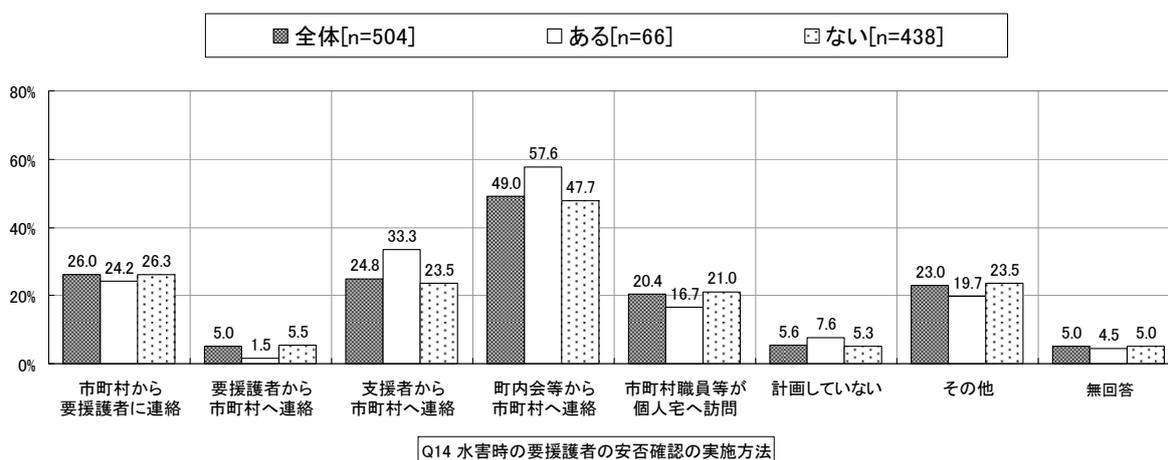


13) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

「水害被害の経験がある」市町村の方が、「支援者から市町村への連絡」「町内会等から市町村へ連絡」などの体制を構築している割合が高く、「市町村から要援護者に連絡」「要援護者から市町村へ連絡」「市町村職員等が要援護者宅へ訪問」は低かった。水害の経験により、要援護者本人からの直接的な連絡や市町村が主体となった安否確認の困難性と、町内会等による共助の活用の重要性が認識されたものと考えられる。

支援者や町内会等から市町村への連絡体制を確立するためには、まず災害時要援護者支援プラン等の取組みが不可欠と考えられる。したがって、行政や地域が協働して災害時要援護者対策を進めていく上でのきっかけの一つが、水害被害の経験であったことが考えられる。

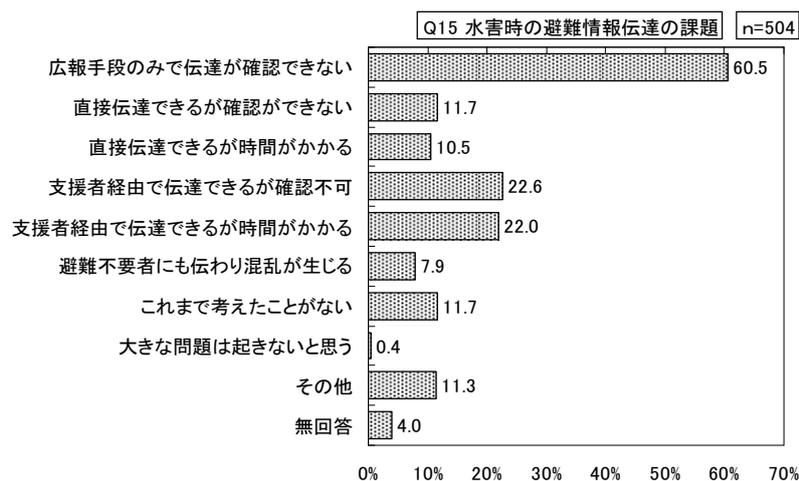


(8) 水害時の避難情報伝達の課題

1) 単純集計

水害時の避難情報伝達の課題について調査したところ、最も多かったのは「広報手段(防災無線・広報車)のみであり確実に伝わるかまではわからない」で60.5%である。

防災無線・広報車といった既存の情報伝達手段では、災害時要援護者への情報伝達が不確実であることを懸念している結果であると考えられる。



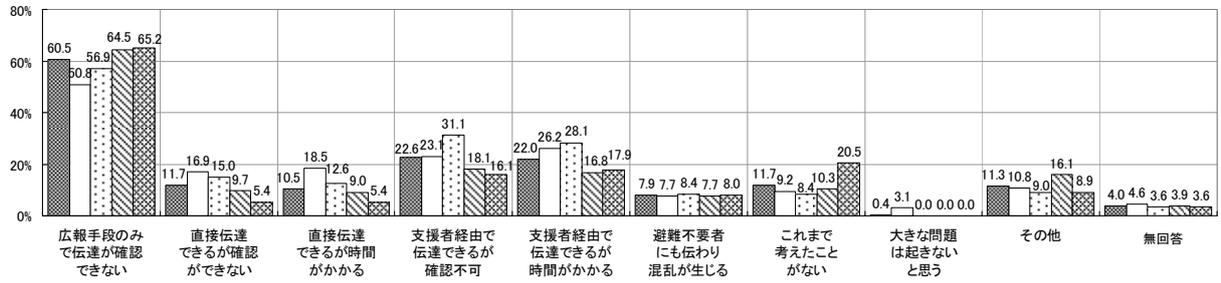
2) 「水害時を想定した避難支援計画」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、水害時を想定した避難支援計画 (Q3) の内容別にクロス集計した。

「行政として積極的に関与」している市町村においては、避難情報伝達課題として「直接伝達できるが確認ができない」「直接伝達できるが時間がかかる」の割合が、「行政として必要に応じて関与」「計画検討中」の市町村よりも高い。これは、市町村が積極的に関与しているものの、具体的な伝達方法にはまだ課題があるといえる。

「行政として必要に応じて関与」している市町村においては、「支援者経由で伝達ができるが確認不可」「支援者経由で伝達できるが時間がかかる」の割合が、「行政として積極的に関与」「計画検討中」の市町村よりも高い。これは、市町村は自助、共助を期待するものの、支援者を含む地域では、避難情報の伝達に関して不安を抱えていることが推察される。

■ 全体[n=504] □ 行政として積極的に関与し、地域一体となって支援[n=65] □ 行政として必要に応じて関与するが、基本は自助・共助に期待[n=167] ▨ 計画はできておらず、関与する範囲を検討中[n=155] ▩ 現在、避難支援計画には着手していない[n=112]

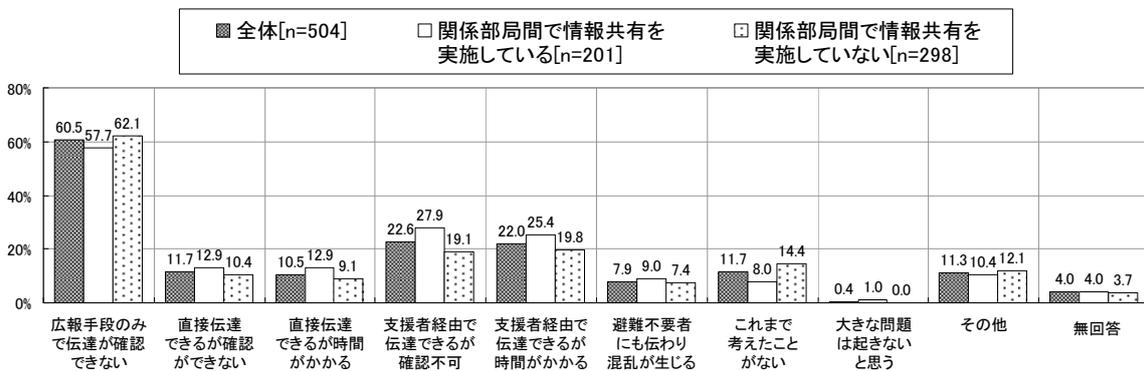


Q15 水害時の避難情報伝達の課題

3) 「関係機関での情報共有実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、関係機関（防災部局、福祉部局他）（Q4-A-1）の情報共有状況の有無でクロス集計した。

「関係部局間で情報共有を実施している」市町村の方が、「関係部局間で情報共有をしていない」市町村よりも、「支援者経由で伝達ができるが確認不可」「支援者経由で伝達できるが時間がかかる」において割合が高い。これは、情報共有を実施している市町村の方が地域の支援者が避難情報伝達に不安をもっているためと推察される。

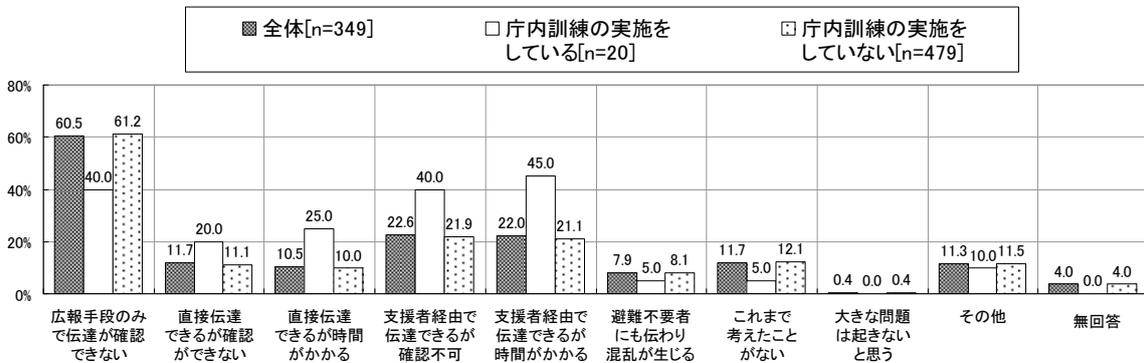


Q15 水害時の避難情報伝達の課題

4) 「庁内訓練の実施状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、庁内訓練の実施状況（Q4-A-2）の有無でクロス集計した。

「庁内訓練を実施している」市町村の方が、「庁内訓練を実施していない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者の避難情報伝達の各課題を確認している割合が高い場合が多い。これは、庁内訓練の有無が避難情報伝達の課題確認に寄与しているためと推察される。

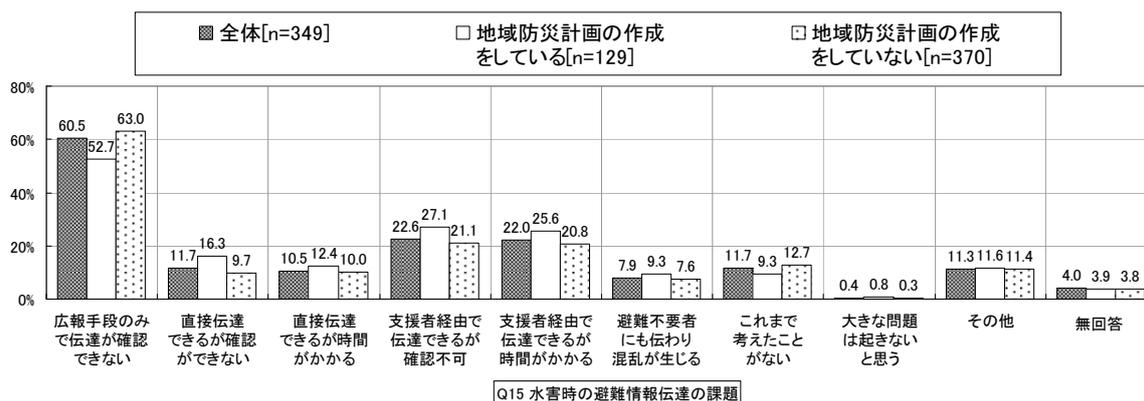


Q15 水害時の避難情報伝達の課題

5) 「地域防災計画の作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者個人の避難や情報伝達を考慮した地域防災計画の作成状況 (Q4-A-3) の有無でクロス集計した。

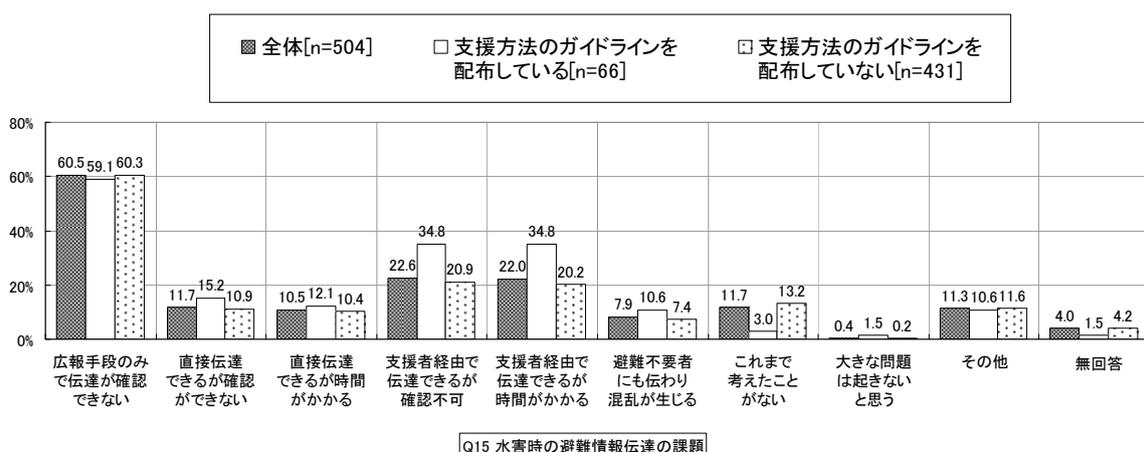
「地域防災計画の作成をしている」市町村の方が、「地域防災計画の作成をしていない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者の避難情報伝達の各課題を確認している割合がやや高い場合が多い。



6) 「避難支援方法のガイドラインの配布状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、個人支援の取り組み状況 (Q4-B) の有無でクロス集計した。

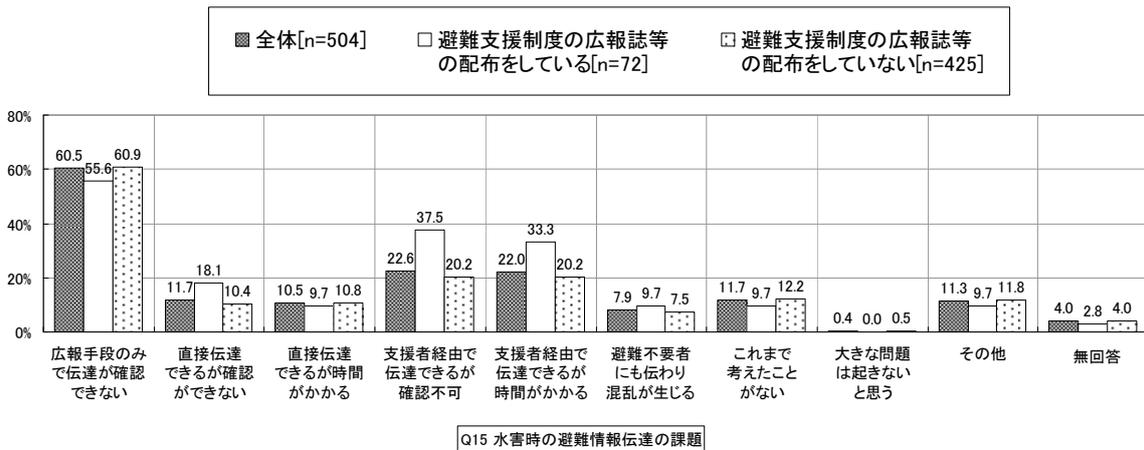
「避難支援方法のガイドラインを配布している」市町村は、「避難支援方法のガイドラインを配布していない」市町村よりも、全体的に災害時要援護者の避難情報伝達の各課題の確認している割合が高い場合が多い。



7) 「避難支援制度の広報誌等の配布状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、避難支援制度の広報誌等の配布状況 (Q4-B-2) の有無でクロス集計した。

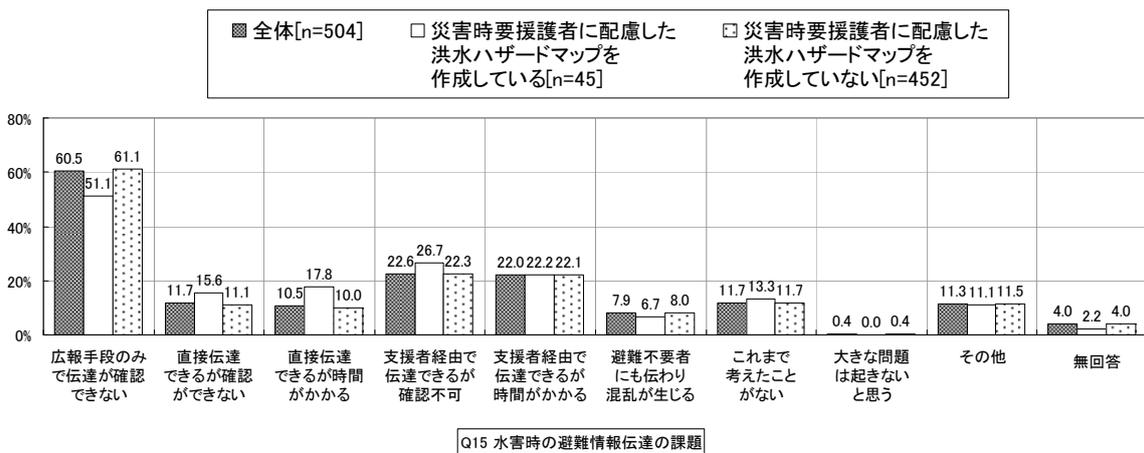
広報誌の配布の有無にかかわらず、「広報手段のみで伝達を確認できない」の割合が高いが、「避難支援制度の広報誌等の配布をしている」市町村の場合には、「支援者経由で伝達できるかが確認不可」および「支援者経由で伝達できるが時間がかかる」の割合が、「避難支援制度の広報誌等の配布をしていない」市町村と比較して高い。



8) 「災害時要援護者に配慮したハザードマップの作成状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、災害時要援護者に配慮したハザードマップの作成状況 (Q4-B-3) の有無でクロス集計した。

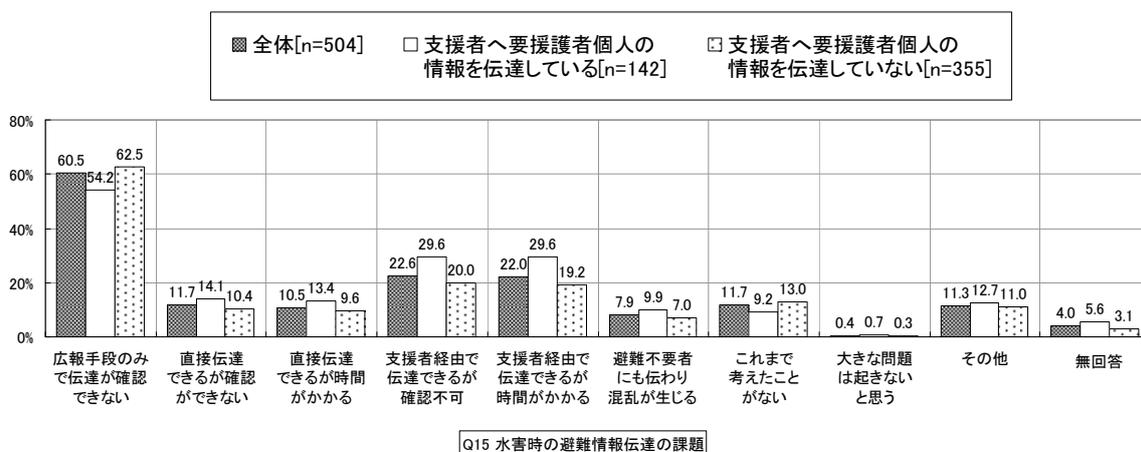
「災害時要援護者に配慮した洪水ハザードマップを作成している」市町村の場合、「広報手段のみで伝達を確認できない」の割合が 10 ポイント程度低い。



9) 「支援者への要援護者個人の情報の伝達状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、支援者への要援護者個人の情報の伝達状況 (Q4-B-4) の有無でクロス集計した。

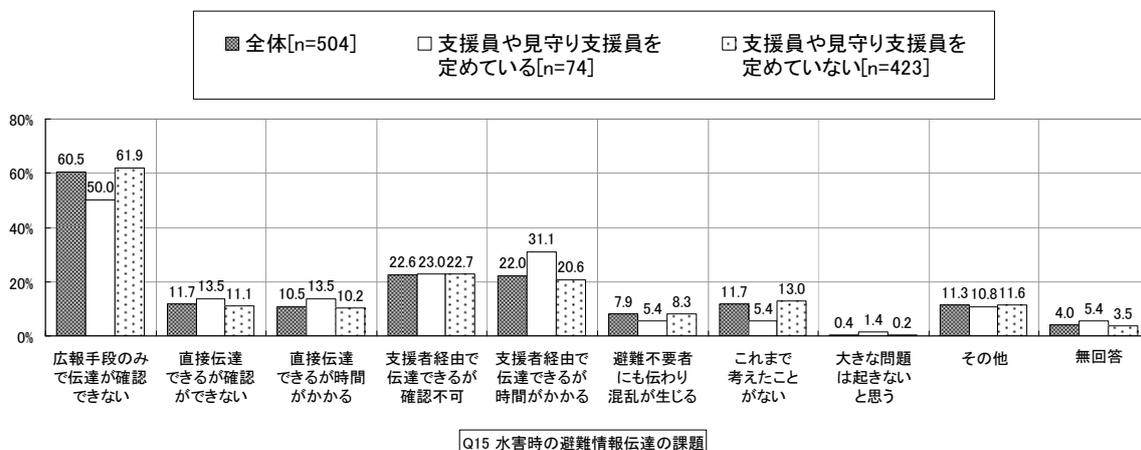
「支援者へ要援護者個人の情報を伝達している」市町村では、「支援者経由で伝達できるが確認不可」「支援者経由で伝達できるが時間がかかる」の割合が「全体」「支援者へ要援護者個人の情報を伝達していない」市町村と比較して高い。支援者を通じた情報伝達体制を確立している市町村の方が、要援護者が確実に情報を受信できるか否かについての問題意識が高いものと考えられる。



10) 「支援員等の策定状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、支援員等の指定状況 (Q4-B-5) の有無でクロス集計した。

「支援員や見守り支援員を定めている」市町村では、「支援者経由で伝達できるが時間がかかる」の割合が「支援者へ要援護者個人の情報を伝達していない」市町村と比較して高い。支援員を通じた情報伝達体制を確立している市町村の方が、要援護者が情報を受信するまでに要する時間についての問題意識が高いものと考えられる。

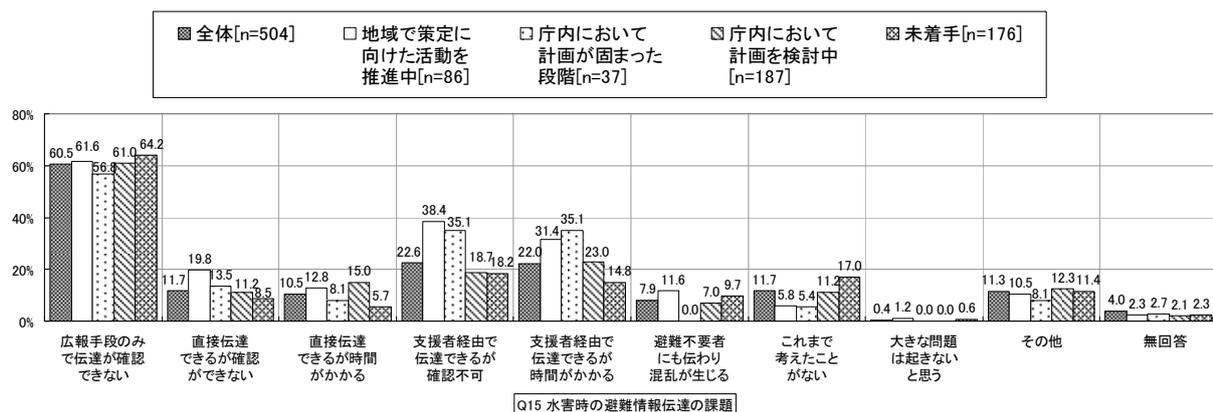


11) 「現在の支援方策の推進・検討状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、現在の支援方策の推進・検討状況 (Q7) の有無でクロス集計した。

「地域で策定に向けた活動を推進中」の市町村でも、全体的に災害時要援護者の避難情報伝達の課題の割合が高い。

現状の支援方策の推進だけでは、避難情報伝達の課題が解消できないことが推察される。

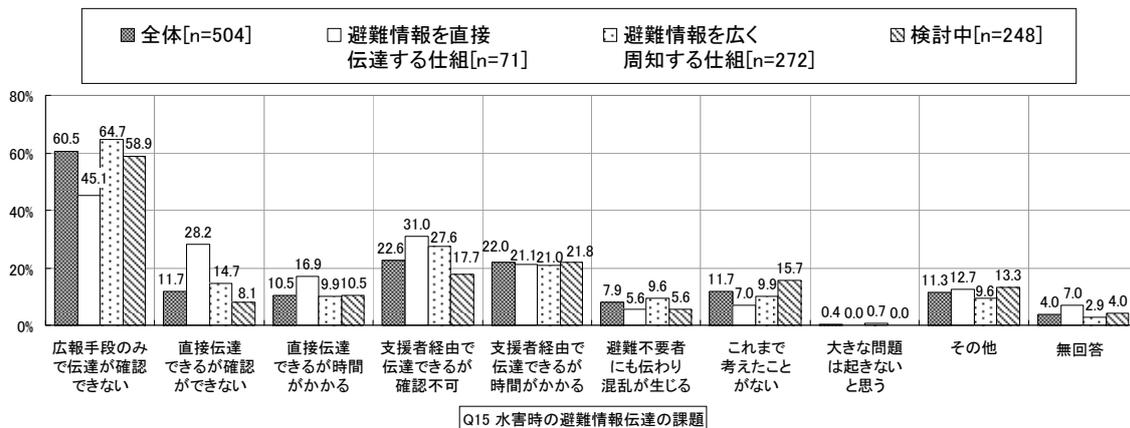


12) 「情報伝達体制の状況」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、情報伝達体制の状況 (Q9) の内容別にクロス集計した。

「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している市町村であっても「直接伝達できるが確認できない」「直接伝達できるが時間がかかる」で割合が高い。

避難情報を直接伝達する仕組みがあっても、その方法に課題があることが推察される。

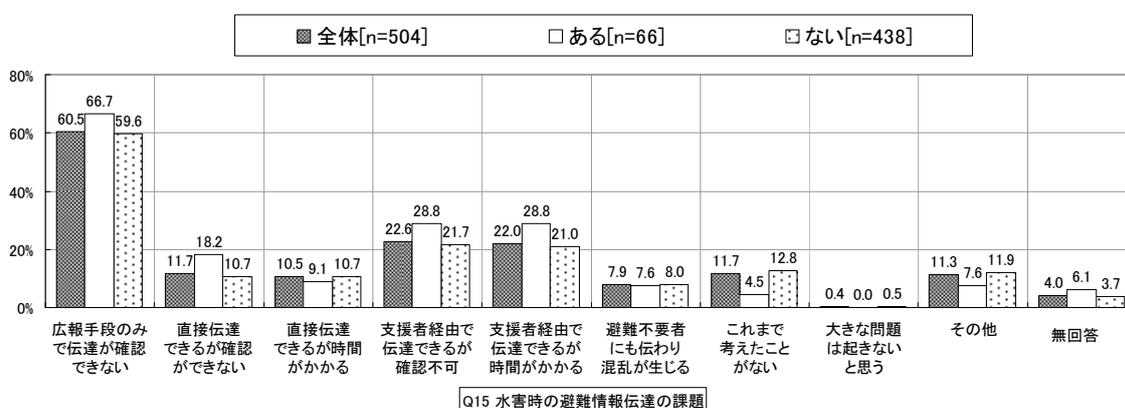


13) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

全体的に、「水害被害の経験がある」方が、個別課題を認識している割合が高い。

中でも、水害被害の経験がある市町村の方が、「支援者経由で伝達できるが確認不可」「支援者経由で伝達できるが時間がかかる」と回答した割合が高い。Q14で、「水害被害の経験がある」市町村の方が、支援者による情報伝達体制を確立している割合が高かった。以上のことから、支援者による情報伝達体制を構築しても、きちんと伝わったか、または所要時間のことを考えると課題であると認識している市町村が多いものと推察される。



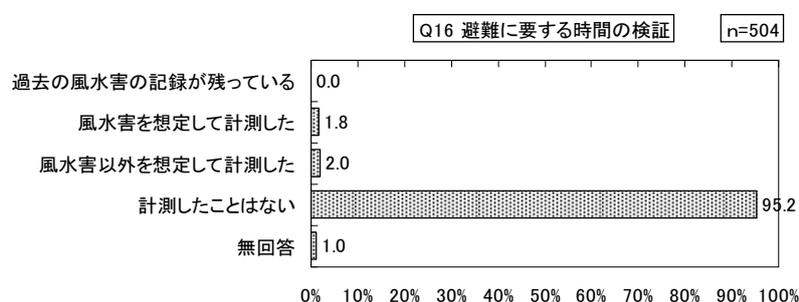
2.3.3 避難支援策の検証・改善や、避難支援に有効な防災情報へのニーズ

(1) 災害時要援護者個人の避難に要する時間

災害時要援護者個人の避難の要する時間を検証したり、検証結果を踏まえた改善工夫の実施状況を調査した結果を以下に示す。

1) 単純集計

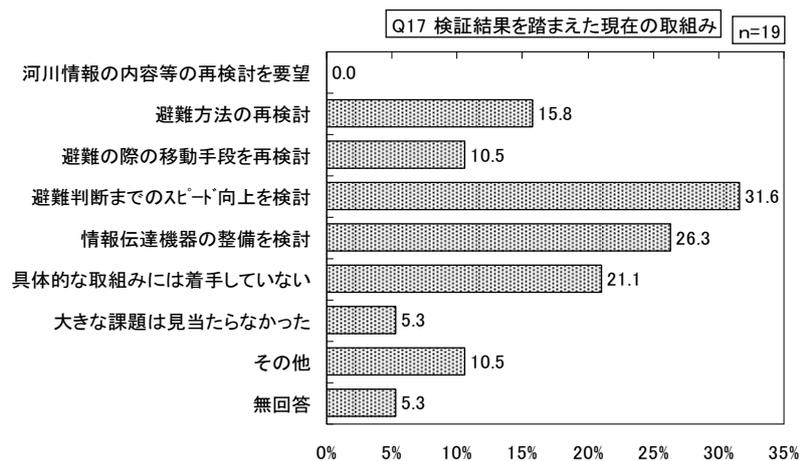
避難に要する時間の検証状況であるが、「過去の風水害で、災害時要援護者の避難に要した時間についての記録が残っている」と回答した市町村はなかった。「風水害を想定し、避難にかかる時間を計測したことがある」が1.8%、「風水害以外の自然災害を想定し、避難にかかる時間を計測したことがある」が2.0%である。



(2) 検証結果を踏まえた現在の取組み

1) 単純集計

避難にかかる時間を計測したことがある市町村が、現在取組んでいる課題で最も多かったものは、「洪水予報の受信から避難判断までのスピード向上を検討している」で31.6%である。

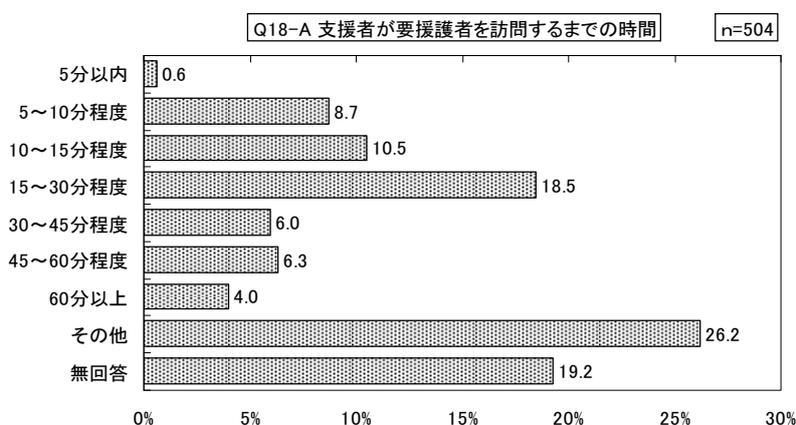


(3) 支援者が要援護者を訪問するまでの時間

災害時要援護者個人の避難所要時間を、支援者が情報を受信し災害時要援護者宅を訪問するまでの時間と、自宅を出てから避難所に到着するまでの時間に分類し、個別に調査した結果を示した。

1) 単純集計

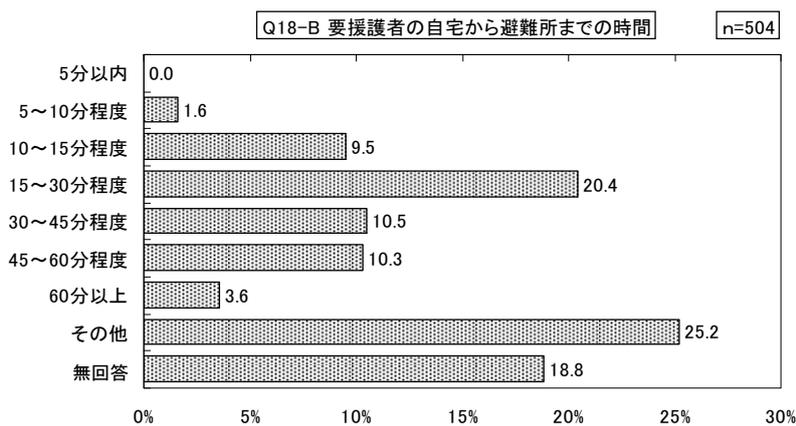
支援者が情報を受信してから災害時要援護者個人を訪問するまでのおよその時間で最も多かったのは、「長くても15分から30分程度で完了」で18.5%である。



(4) 要援護者の自宅から避難所までの時間

1) 単純集計

災害時要援護者個人の自宅を出てから避難所に到着するまでのおよその時間で最も多かったのは、「長くても15分から30分程度で完了」で20.4%である。

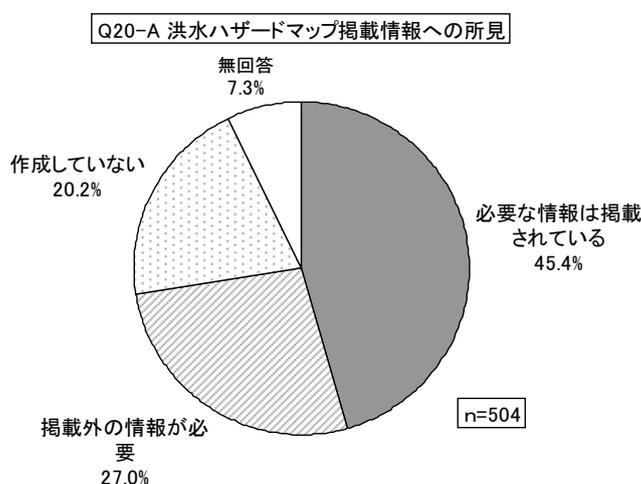


(5) 災害時要援護者個人の避難支援に役立つ防災情報へのニーズ

福祉部局が災害時要援護者避難支援を検討する観点から、洪水ハザードマップ掲載情報の充足状況について調査した結果を示す。

1) 単純集計

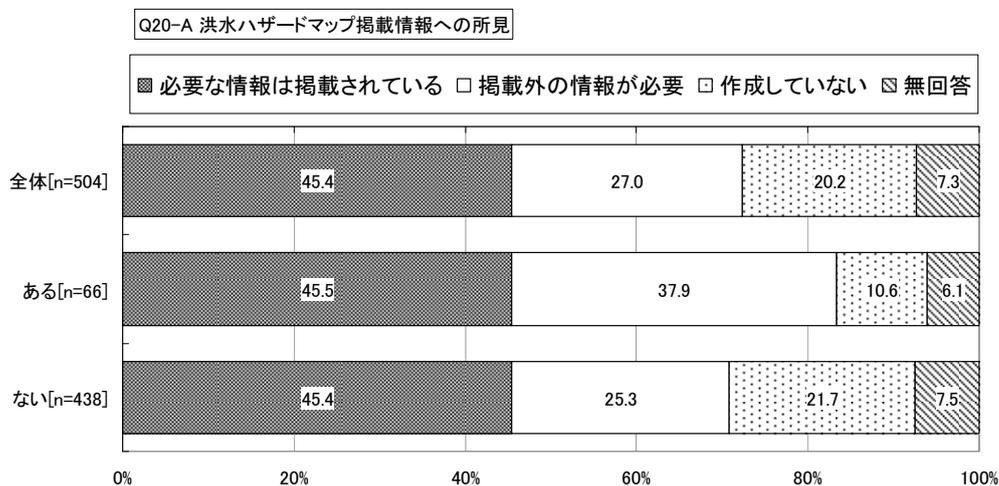
現在の洪水ハザードマップで、「避難支援プラン作成に必要な河川・防災情報が洪水ハザードマップに掲載されていると思う」としたのは 45.4%である。一方、「洪水ハザードマップに掲載されている情報以外の、特別な河川・防災情報が避難支援プラン作成には必要」との回答は 27.0%である。



2) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

水害被害の経験がある方が、洪水ハザードマップに掲載された情報以外にも災害時要援護者支援には必要と回答した割合が高い。

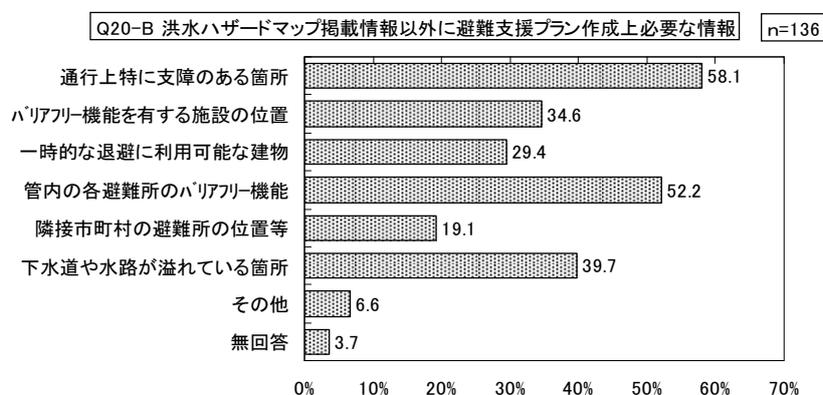


(6) 洪水ハザードマップ掲載情報以外に避難支援プラン作成上必要な情報

次に、洪水ハザードマップに掲載されている情報以外の、特別な河川・防災情報が避難支援プラン作成には必要と回答した市町村に対し、避難支援プラン作成上必要な情報を調査した。

1) 単純集計

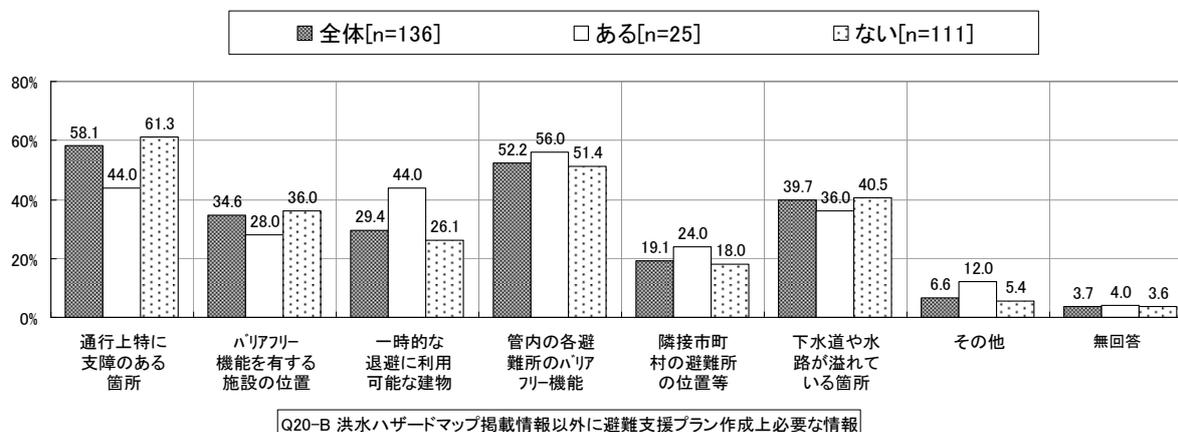
最も多かったのが「段差や階段など、通行上特に支障のある箇所」の 58.1% である。次いで、「管内の各避難所のバリアフリー機能 (52.2%)」、「早期避難の段階ですでに下水道や水路が溢れている箇所 (39.7%)」である。



2) 「平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験」によるクロス集計

1) の単純集計結果を、平成 16 年以降の水害で被害を受けた経験の有無でクロス集計した。

水害被害の経験がある市町村の、「一時的な退避に利用可能な建物」、「管内の各避難所のバリアフリー機能」、「隣接市町村の避難所の位置等」の割合はそれぞれ 44.0%、56.0%、24.0% であり、水害被害の経験がない市町村の割合に比べて高い。このことから、水害被害の経験によって、より現実的な情報を必要としている傾向が伺える。



2.4 市町村向け調査結果のまとめ

単純集計、クロス集計実施結果から得られた、災害時要援護者個人の防災対策・防災計画等の特徴等は、以下に示したとおりである。

(1) 災害時要援護者個人の避難支援計画の現状

- 災害時要援護者個人に対する水害時の避難支援計画は、現在着手していないか、行政として関与する範囲を検討中の市町村が過半数である（Q3）。
- 地域住民が行う避難支援に関して、具体的な取組みを実施していない市町村が35.5%存在する（Q4-B）。

（クロス集計結果）

- ・水害被害の経験の有無で見ると、具体的な取組みを実施していない市町村の割合は、水害被害の経験のない市町村の方が高い。

(2) 災害時要援護者個人の避難支援に係る福祉部局での取組み状況

- 水害時の避難支援について福祉部局が連携に取り組んでいる組織は、社会福祉協議会や民生委員等が主である。ケアマネージャー、介護職員、障がい者団体との連携は不十分である（Q5）。

（クロス集計結果）

- ・水害被害の経験の有無で見ると、消防団・水防団、自主防災組織、町内会・自治会との連携状況は、水害被害の経験のある市町村の方が大幅に進んでいる。

- 避難支援方策の検討が未着手の市町村が3割以上存在する。避難支援プランに係る計画を検討中の市町村も含めると、7割以上の市町村で、避難支援プランに係る計画が固まっていない段階である（Q7）。

（クロス集計結果）

- ・水害被害の経験の有無で見ると、未着手の割合は、水害被害の経験のない市町村の方が高い。

(3) 災害時要援護者個人や支援者へ伝達する避難情報の内容等

- 水害時に、災害時要援護者へ直接情報伝達を実施する手段を有している市町村はわずか14.1%であり、防災無線等の広報手段が主体である（Q9）。

（クロス集計結果）

- ・水害被害の経験の有無で見ると、避難情報を直接伝達する仕組み、避難情報を広く周知する仕組みの整備率は、水害被害の経験のある市町村の方が高い。

(4) 洪水予報等の災害時要援護者個人や支援者への河川情報の伝達

○洪水予報等の河川情報を災害時要援護者個人や支援者に伝えていない市町村が5割程度存在する（Q11）。

（クロス集計結果）

- ・水害被害の経験の有無で見ると、河川情報を伝えていない市町村の割合は、水害被害の経験のない市町村の方が高い。

(5) 安否確認及び避難行動支援について

○「広報手段のみであり、避難情報が確実に伝わるかまでわからない」ことを水害時の避難情報伝達の課題としている市町村が最も多い（Q15）。

（クロス集計結果）

- ・水害被害の経験の有無で見ると、「広報手段のみであり、避難情報が確実に伝わるかまでわからない」と回答した市町村の割合は、水害被害の経験のある市町村の方が高い。

(6) 災害時要援護者個人の避難に要する時間

○災害時要援護者個人の避難に要する時間について、市町村が実際に検証したことはほとんどない。避難時間の検証が不十分なまま運用されている（Q16）。

(7) 災害時要援護者個人の避難支援に役立つ防災情報へのニーズ

○避難支援プランの作成においては、洪水ハザードマップに掲載された情報以外にも、通行上の支障のある箇所や、避難先の情報、内水情報等を必要としている場合が多い（Q20-B）。

（クロス集計結果）

- ・水害被害の経験の有無で見ると、一時的な退避に利用可能な建物の情報が必要と回答した割合は、水害被害の経験のある市町村の方が大幅に高い。

(8) 支援方策推進の程度別の特徴について

○水害時の避難支援や情報伝達の地域内での取り組み状況で見ると、地域で策定に向けた活動を推進中の市町村の方が、庁内において計画が固まった段階、庁内において計画を検討中、未着手の市町村よりも「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している割合が高い（Q4-B）。

一方、「避難情報を広く周知する仕組み」では、避難情報を直接伝達する仕組みでのような顕著な差は見られない（Q9）。その理由は、避難情報を直接伝達する仕組みである防災行政無線・広報車の保有は、支援方策の推進・検討状況の進捗に依存しないためと考えられる。

(9) 水害被害経験の有無による特徴について

- 「避難情報発令に対する情報伝達」や、「自宅から避難所への避難誘導方法」といった地域主体の取組みの実施率は、水害被害の経験がある市町村の方が高い(Q2-B)。
- 「関係部局間での情報共有」や、「福祉避難所の整備・計画」といった庁内体制の取組みの実施率は、水害被害の経験がある市町村の方が高い(Q4-A)。
- 水害被害の経験がある方が、各関係機関と連携して取組みを進めている割合が高い(Q5)。
 - ・連携に取り組んでいる関係機関を見ると、水害被害の経験で差が顕著なのは、消防団・水防団、自主防災組織、町内会である。その理由は、既存の防災組織である消防団・水防団、自主防災組織、町内会が、水害被害を契機に、新たに災害時要援護者支援要員として位置づけられるためと考えられる。
 - ・あまり大きな差が見られないのが、社会福祉協議会、民生委員、介護職員、障がい者団体、水防協力団体、一般企業、移動手段を有する事業者、通信事業者である。
 - ・社会福祉協議会や民生委員といった福祉関係団体は、災害時要援護者支援の中核的存在であり、水害被害を経験する前から割合が高かったことが理由と考えられる。
 - ・その他の団体は、そもそも災害時要援護者支援の中核的存在として位置付けている市町村数が少なく、水害被害の経験さえも連携の契機にはなっていないものと考えられる。
- 水害被害を受けた市町村の方が、支援者から市町村への連絡体制、町内会等から市町村への連絡体制を構築している割合が高い(Q14)。

支援者や町内会等から市町村への連絡体制を確立するためには、まず災害時要援護者支援プラン等の取組みが不可欠と考えられる。したがって、行政や地域が協働して災害時要援護者対策を進めていく上でのきっかけの一つが、水害被害の経験であったことが考えられる。
- 「支援者経由で伝達できるが確認できない」、「支援者経由で伝達できるが時間がかかる」と回答した割合は、水害被害の経験がある市町村の方が高い(Q15)。

Q14で、水害被害の経験がある市町村の方が、支援者による情報伝達体制を確立している割合が高かったことも考慮すると、水害被害の経験がある市町村の方が、「支援者による情報伝達体制を構築しても、きちんと伝わったか、または避難の所要時間のことを考えると課題である」と認識している割合が高い(危機意識が高い)ものと考えられる。

○避難支援プラン作成上、必要な情報で見ると、水害被害の経験がある市町村の、「一時的な退避に利用可能な建物」、「管内の各避難所のバリアフリー機能」、「隣接市町村の避難所の位置等」の割合はそれぞれ44.0%、56.0%、24.0%であり、水害被害の経験がない市町村の割合に比べて高い(Q20-B)。このことから、水害被害の経験によって、より実用的な避難を考えるようになり、それが情報ニーズとなって現れていると考えることができる。

(10) 行政の関与の程度による特徴について

○行政として積極的に関与または行政として必要に応じて関与している市町村の方が、関与する範囲を検討中または未着手の市町村よりも「支援方法のガイドラインを配布」、「避難支援制度の広報誌等の配布」、「支援者へ要援護者個人の情報を伝達」、「支援員や見守り支援員を定める」といった取組みの実施率が高い(Q4-B)。

災害時要援護者支援に関する行政の取組みの積極性が、地域内での対策推進に大きく影響しているものと考えられる。

○行政として積極的に関与している市町村の方が、行政として必要に応じて関与、関与する範囲を検討中または未着手の市町村よりも、福祉部局の取組み実施率が高い(Q6)。

災害時要援護者支援に関する行政の取組みの積極性が、対策の実施率に大きく関係していることが伺える。

○行政として積極的に関与または行政として必要に応じて関与している市町村の方が、関与する範囲を検討中または未着手の市町村よりも「避難情報を直接伝達する仕組み」を構築している割合が高い(Q9)。

一方、「避難情報を広く周知する仕組み」は、避難情報を直接伝達する仕組みのような顕著な差は見られない。その理由は、避難情報を直接伝達する仕組みである防災行政無線・広報車の保有は、避難支援計画の進捗に依存しないためと考えられる。